

はじめに

近年、障がい者を取り巻く状況は、大きく変化しており、平成23年8月の障がい者基本法の改正により、障がいの有無にかかわらず、すべての国民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、共生する社会（共生社会）を実現することが法の目的として新たに盛り込まれ、これをはじめとして、様々な法律の成立や改正が行われました。このような国内法の整備を土台として、我が国は、障がい者権利条約を批准いたしました。



本市では、平成24年4月に前計画の基本理念を継承して、「住み慣れた地域で共に豊かに安心してすごせるまち さかいで」の実現をめざし、「坂出市障がい者福祉計画および第3期障がい福祉計画」を策定いたしました。

このたび、この両計画が見直し時期を迎えたことから、近年の障がい者を取り巻く様々な環境や制度等の変化を踏まえるとともに、障がい者の意向を把握し、新たな計画の検討を行いました。

本計画は、「住み慣れた地域で共に豊かに安心してすごせるまち さかいで」の基本理念を継承して、本市の独自性を発揮し、障がい者福祉施策を推進するとともに、切れ目のない支援と共生社会の実現をめざしております。市民の皆様や関係者の皆様にさらなるご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定に当たり、アンケート調査や団体ヒアリング調査にご協力いただきました皆様ならびに貴重なご意見をいただきました皆様をはじめ、長期間にわたり、熱心にご審議いただいた策定協議会の委員の皆様にご心からお礼を申し上げます。

平成27年3月

坂出市長 綾 宏

目次

第1章 計画の概要.....	1
1 計画策定の背景.....	1
2 計画の位置づけ.....	3
3 計画の期間.....	4
4 計画の対象者.....	4
5 計画の策定体制.....	5
第2章 障がい者を取り巻く状況.....	7
1 人口構造.....	7
2 障がい者の状況.....	9
3 アンケート調査からみる障がい者・介助者の現状.....	13
4 サービスの利用状況.....	19
第3章 計画の基本的考え方.....	24
1 基本理念.....	24
2 基本目標.....	24
3 計画の体系.....	25
第4章 障がい者福祉施策の展開.....	26
1 理解と交流.....	26
2 生活支援.....	28
3 保健・医療.....	30
4 教育・生涯学習.....	32
5 雇用・就業.....	34
6 生活環境.....	36
7 情報アクセシビリティ.....	38
8 安全・安心.....	39
9 差別の解消・権利擁護.....	41
第5章 障がい福祉計画の推進.....	42
1 平成29年度の成果目標.....	42
2 障がい福祉サービス等の見込量（活動指標）.....	44
3 地域生活支援事業の見込量（活動指標）.....	49
第6章 計画の推進.....	53
1 計画の推進体制.....	53
2 計画の点検・評価および改善.....	53

資料編

1 アンケート調査結果（抜粋）	55
2 ヒアリング調査結果（抜粋）	65
3 計画策定経過	68
4 坂出市障がい者福祉計画および第4期障がい福祉計画について（提言）	69
5 坂出市障がい者福祉計画および第4期障がい福祉計画策定協議会設置要綱	70
6 坂出市障がい者福祉計画および第4期障がい福祉計画策定協議会委員名簿	72
7 用語解説	73
8 相談・支援窓口一覧	79

※「障がい」のひらがな表記について

坂出市においては、『坂出市「障がい」ひらがな表記取扱指針』に基づき、「害」の字をひらがなに表記し「障がい」とすることとしており、本計画中においても、外部の組織名を除いて「障がい」の表記を用いることとします。

※本計画では、さらなる市民参加の観点から「共働」を使用しています。

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景

本市では、平成9年に『坂出市障がい者福祉計画「共に生きる・坂出ふれあいプラン」』を策定し、ノーマライゼーションとリハビリテーションの理念を前提とした社会の実現をめざしてきました。

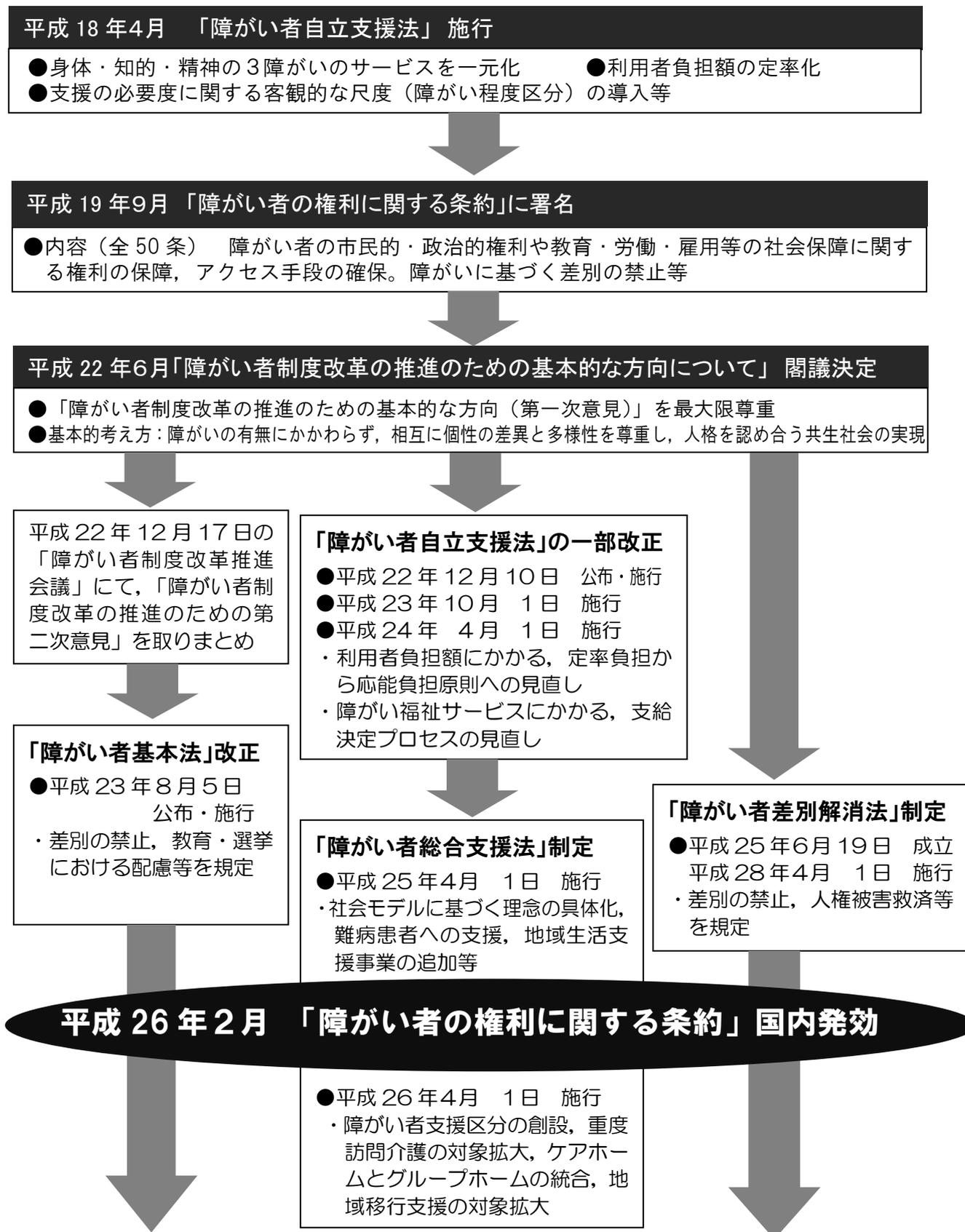
また、平成19年に『坂出市障がい者福祉計画および障がい福祉計画』を策定し、「住み慣れた地域で共に豊かに安心してすごせるまち さかいで」を基本理念として、各種施策の展開を図り、平成21年には、障がい福祉計画の見直しを行い、平成24年には、『坂出市障がい者福祉計画および第3期障がい福祉計画』を策定し、地域での暮らしを支援することを中心に、在宅サービスの充実や日中活動の場の確保等に努めてきました。

その間、国においては、「障がい者基本法」や「障がい者総合支援法」をはじめとする関連法の改正が行われ、障がい者への差別を禁止する「障がい者権利条約」の批准に必要な国内法の整備が整い、平成26年1月20日に国連事務局に批准書が寄託され、同年2月19日に「障がい者権利条約」が国内において発効となりました。

また、平成23年8月に改正された「障がい者基本法」では、障がい者の定義を見直したほか、平成25年4月に施行された「障がい者総合支援法」では、制度の谷間のない支援をめざすとともに、法に基づく支援が地域社会における共生や社会的障壁の除去に資することを目的とする基本理念を掲げる等、障がい者に関わる国の制度も大きく変化しています。

このような状況を踏まえ、障がい者が地域の中で人格と個性を尊重され、障がいの有無にかかわらず、互いに支え合い、安心して充実した生活を送ることができる社会（共生社会）の実現に向け、障がい者やその家族のニーズの多様化に対応するとともに、法制度の変化等も踏まえて、本市における障がい者福祉施策を総合的・計画的に推進するため、平成26年度で計画の期間が終了する現行計画を改訂し、新たに「坂出市障がい者福祉計画および第4期障がい福祉計画」を策定します。

■障がい福祉制度の変遷（国の動向）



2 計画の位置づけ

(1) 法的な位置づけ

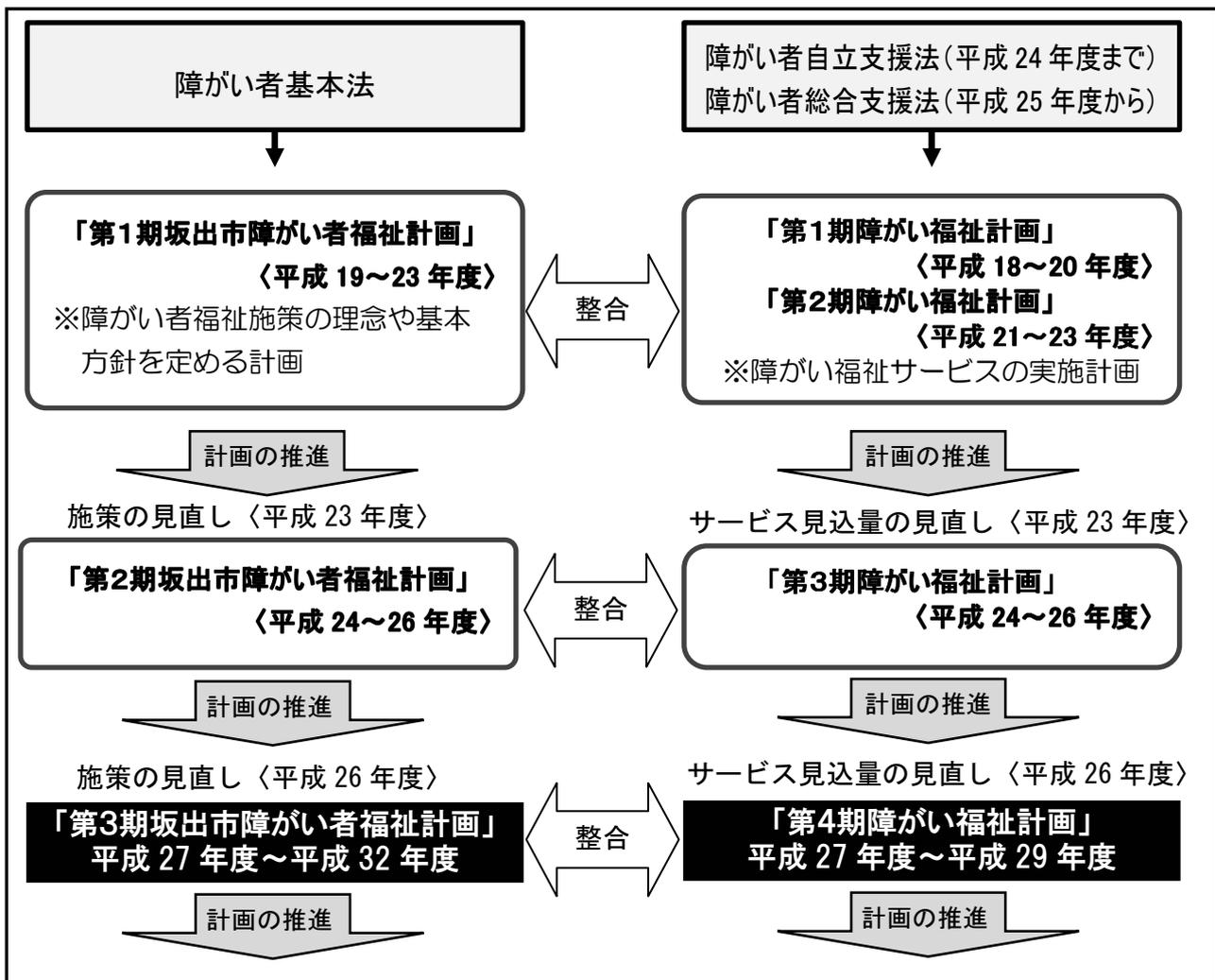
「坂出市障がい者福祉計画」は、「障がい者基本法」第11条第3項の規定による「市町村障がい者計画」として、本市における障がい者福祉施策全般にかかる理念や基本的な方針、目標を定めた計画です。

「第4期障がい福祉計画」は、「障がい者総合支援法」第88条第1項の規定による「市町村障がい福祉計画」として、障がい福祉サービスの見込量およびその確保のための方策等を定めた計画です。

本計画は、関連するこの2つの根拠法を持つ計画を一体的に策定するものです。

(2) 市の計画における位置づけ

本計画は、国の「第3次障がい者基本計画」および本市の「第4次坂出市総合計画」を上位計画とし、本市の地域福祉計画等の他の関連計画との整合性を踏まえて、策定しています。



3 計画の期間

本計画は、2つの計画を一体的に策定しますが、「坂出市障がい者福祉計画」については、長期的な展望を視野に入れ、計画の期間を平成 27 年度から平成 32 年度までの6年間とします。

また、「第4期障がい福祉計画」は、国の基本指針において、計画の期間を「3か年を1期」として定めていることから、平成 27 年度から平成 29 年度までの3年間とします。

平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
第1期障がい者福祉計画			第2期障がい者福祉計画			平成 32 年度まで		
5年間			3年間			第3期障がい者福祉計画		
						6年間		
第2期障がい福祉計画			第3期障がい福祉計画			第4期障がい福祉計画		
3年間			3年間			3年間		

4 計画の対象者

本計画は、障がい者や難病患者、およびその家族、介助者を主な対象とします。

「障がい者」とは、障がい者基本法第2条で定められているところの、身体障がい、知的障がい、精神障がいその他の心身の機能の障がいがあるため、継続的に日常生活または社会生活に制限を受けている人を総称するものです。

さらに、近年認識されるようになった学習障がい（LD）、注意欠陥・多動性障がい（ADHD）等のいわゆる発達障がいや、高次脳機能障がいについてもこの計画の対象者とします。

5 計画の策定体制

(1) 計画策定協議会の開催

学識経験者・有識者・障がい者団体の代表者，関係行政機関の職員等で構成する「坂出市障がい者福祉計画および第4期障がい福祉計画策定協議会」において計画内容を審議しました。

(2) アンケート調査の実施

計画の策定に当たり，障がい者の実態やニーズ等を把握し，計画策定の基礎資料とするために，市内に現住所のある障がい者を対象にアンケート調査を実施しました。

調査地域	坂出市全域
調査対象	本市在住の身体障がい者手帳，療育手帳，精神障がい者保健福祉手帳の所持者
抽出方法	無作為抽出
調査方法	郵送法による配布，回収
調査期間	平成26年8月22日～平成26年9月3日
回収状況	配布数 1,600件 有効回答数 751件 有効回答率 46.9%

(3) 事業所調査の実施

障がい福祉サービスの提供状況や課題，サービスに対するニーズや今後の提供見込み等を把握するために，障がい福祉サービス等を提供する事業所に対して，アンケート調査を実施しました。

調査地域	香川県内（坂出市，丸亀市）
調査対象	坂出市の利用者が概ね10人以上の障がい福祉サービス事業所
調査方法	郵送法による配布，回収
調査期間	平成26年8月21日～平成26年9月10日
回収状況	配布数 15件 回収数 13件 回収率 86.7%

(4) 団体ヒアリング調査の実施

本市の障がい者福祉施策，障がい福祉サービス，地域生活支援事業等に関する課題を把握し，今後の方向性を検討するために，障がい者団体に対してヒアリング調査を実施しました。

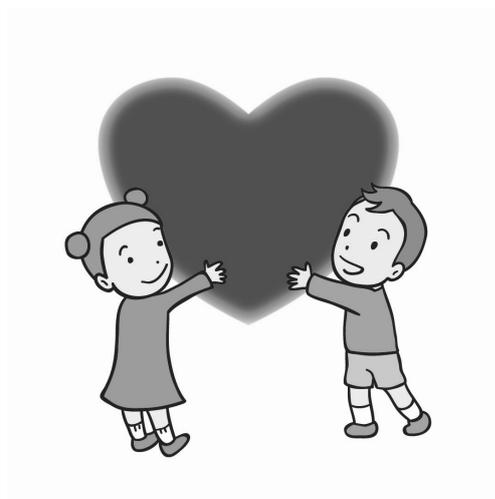
対象団体	坂出市身体障がい者団体連合会 坂出市手をつなぐ育成会 坂出市精神障害者家族会 中讃聴覚障害者協会
------	---

(5) 庁内ヒアリング調査の実施

本市の障がい者福祉施策，実施状況，効果，今後の方向性等に関して，関係各課からの意見を収集するため，ヒアリング調査を実施しました。

(6) パブリックコメントの実施

本計画について，市のホームページや行政窓口等において情報公開を行い，広く一般の市民からの意見を求めるべく，パブリックコメント（意見公募）を実施しました。



第2章 障がい者を取り巻く状況

1 人口構造

(1) 人口の推移

坂出市における総人口の推移を5年ごとに実施される国勢調査の結果からみると、総人口の減少傾向がみられます。

人口構成をみると、年少人口（15歳未満）と生産年齢人口（15～64歳）は減少している一方で、老年人口（65歳以上）は増加しており、高齢者の一人暮らし等の単独世帯の増加による家族類型の変化を反映して、世帯数の増加と一世帯当たりの人数の減少が続いています。

人口構成を全国や香川県と比較すると、年少人口比率、生産年齢人口比率は全国・香川県より低く、逆に老年人口比率は、全国・香川県より高い状況にあります。

また、一世帯当たり人数の比較では、全国・香川県より多くなっています。

■総人口・年齢3区分別人口・世帯数の推移

	平成12年	平成17年	平成22年	年平均増減率(%)	
				H12～17	H17～22
総人口	59,228人	57,266人	55,621人	△3.31	△2.87
年少人口 (15歳未満)	7,973人 13.5%	7,169人 12.5%	6,701人 12.0%	△10.08	△6.52
生産年齢人口 (15～64歳)	37,306人 63.0%	34,954人 61.0%	32,615人 58.6%	△6.63	△6.69
老年人口 (65歳以上)	13,932人 23.5%	15,069人 26.3%	16,158人 29.1%	1.92	1.90
世帯数	20,792世帯	21,036世帯	21,394世帯	1.17	1.70
一世帯当たり人数	2.85人	2.72人	2.60人	—	—

資料：国勢調査

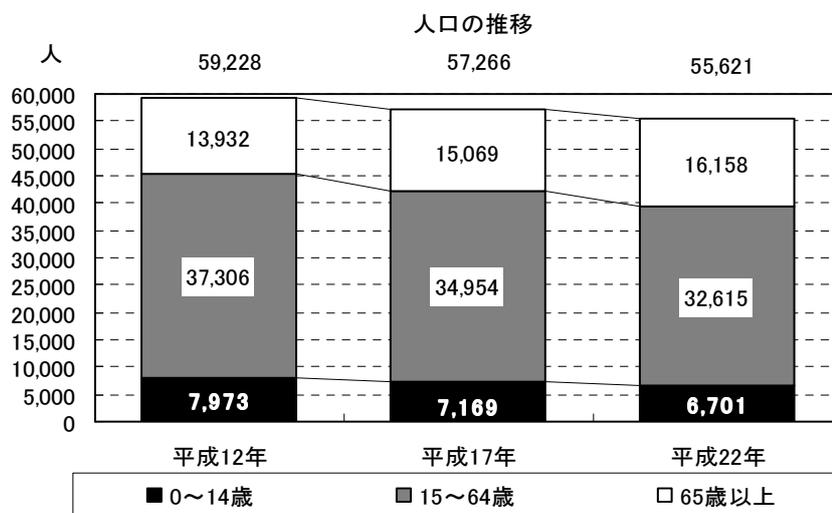
※各人口割合は、年齢不詳を除いて計算しています。

■坂出市と全国・香川県との比較

	坂出市		全国		香川県	
	平成 17 年	平成 22 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 17 年	平成 22 年
年少人口（15 歳未満）	12.5 %	12.0 %	13.8 %	13.2 %	13.8 %	13.4 %
生産年齢人口（15～64 歳）	61.0 %	58.6 %	66.1 %	63.8 %	62.9 %	60.7 %
老年人口（65 歳以上）	26.3 %	29.1 %	20.2 %	23.0 %	23.3 %	25.8 %
一世帯当たり人数	2.72 人	2.60 人	2.55 人	2.42 人	2.63 人	2.49 人

資料：国勢調査

■人口の推移



資料：国勢調査

※総人口は、年齢不詳を含みます。



2 障がい者の状況

(1) 障がい者手帳所持者の状況

平成 23 年度から平成 25 年度の障がい者手帳所持者数をみると、総数では平均して約 3,500 人、手帳別の所持者割合は、平均して身体障がい者手帳所持者は約 82%、療育手帳所持者は約 10%、精神障がい者保健福祉手帳所持者は約 8%を占めています。

各年度間の増減をみると、全体として身体障がい者手帳所持者は減少傾向にあり、療育手帳所持者と精神障がい者保健福祉手帳所持者は増加傾向にあります。なかでも精神障がい者保健福祉手帳所持者は、年間約 1%の割合で増加し続けています。

■障がい別手帳所持者数の推移（各年度 3 月 31 日現在）

（単位：人）

	平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
身体障がい者手帳所持者	3,009	83.1%	2,852	81.9%	2,758	80.5%
療育手帳所持者	364	10.0%	363	10.4%	371	10.8%
精神障がい者保健福祉手帳所持者	250	6.9%	269	7.7%	299	8.7%
合計	3,623	100.0%	3,484	100.0%	3,428	100.0%

資料：ふくし課

(2) 身体障がい者手帳所持者の状況

身体障がい者手帳所持者は、各年度とも 65 歳以上の高齢者が全体の 70%前後を占め、障がいの程度別では 1 級および 4 級所持者が多くなっています。種類別では、「肢体不自由」が最も多く、全体の過半数を占めており、次いで「内部障がい」となっています。

■身体障がい者手帳所持者数（各年度 3 月 31 日現在）

（単位：人）

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
18 歳未満	41	35	35
18 歳～64 歳	791	704	642
65 歳以上	2,177	2,113	2,081
合計	3,009	2,852	2,758

資料：ふくし課

■障がいの程度別身体障がい者手帳所持者数の推移（各年度3月31日現在）

（単位：人）

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
1級	847	811	806
2級	454	436	410
3級	534	450	437
4級	894	875	842
5級	118	117	114
6級	162	163	149
合計	3,009	2,852	2,758

資料：ふくし課

■障がいの種類別身体障がい者手帳所持者数の推移（各年度3月31日現在）

（単位：人）

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
視覚障がい	217	208	195
聴覚・平衡機能障がい	267	264	245
音声・言語障がい	19	16	17
肢体不自由	1,560	1,515	1,482
内部障がい	946	849	819
合計	3,009	2,852	2,758

資料：ふくし課

(3) 療育手帳所持者の状況

療育手帳所持者は、各年度とも18歳～64歳が最も多く、全体の70%前後を占めております。また、合計においても、増加傾向にあります。

障がいの程度別人数を比較すると、最も多いのは、各年度ともに中度の㊸所持者ですが、軽度のB所持者が増加傾向にあります。

■療育手帳所持者数の推移（各年度3月31日現在）

（単位：人）

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
18歳未満	75	74	76
18歳～64歳	259	258	259
65歳以上	30	31	36
合計	364	363	371

資料：ふくし課

■障がいの程度別療育手帳所持者数の推移（各年度3月31日現在）

（単位：人）

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
最重度㊶	90	88	88
重度A	78	82	81
中度㊸	104	99	102
軽度B	92	94	100
合計	364	363	371

資料：ふくし課

(4) 精神障がい者保健福祉手帳所持者の状況

精神障がい者保健福祉手帳所持者は、総数において年々増加傾向にあります。各年度とも18歳～64歳が最も多く、全体の80%前後を占めています。また、65歳以上の増加傾向が顕著です。

障がいの程度別人数を比較すると、2級所持者が最も多く、次いで多いのは、3級所持者となっています。

■精神障がい者保健福祉手帳所持者数の推移（各年度3月31日現在）

（単位：人）

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
18歳未満	1	1	1
18歳～64歳	204	213	235
65歳以上	45	55	63
合計	250	269	299

資料：ふくし課

■障がいの程度別精神障がい者保健福祉手帳所持者数の推移（各年度3月31日現在）

（単位：人）

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
1級	21	20	23
2級	179	197	212
3級	50	52	64
合計	250	269	299

資料：ふくし課

(5) 自立支援医療費受給者の状況

自立支援医療費の精神通院医療は、3年前に比べると増加しています。

■自立支援医療費受給者数の推移（各年度3月31日現在）

（単位：人）

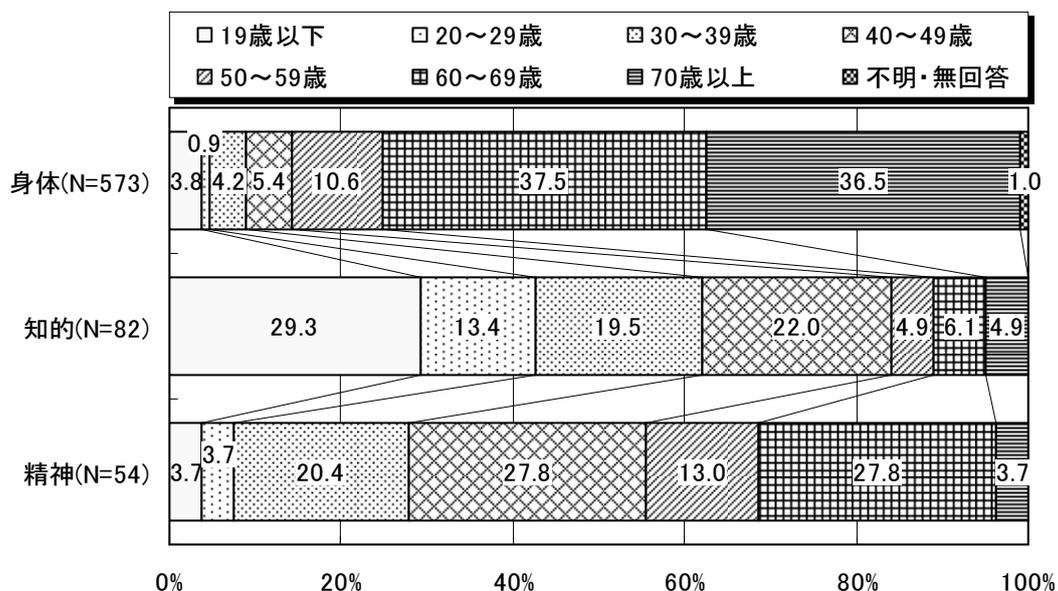
	平成23年度	平成24年度	平成25年度
更生医療	283	249	264
育成医療	—	—	13
精神通院医療	669	662	708

資料：ふくし課

3 アンケート調査からみる障がい者・介助者の現状

(1) 年齢

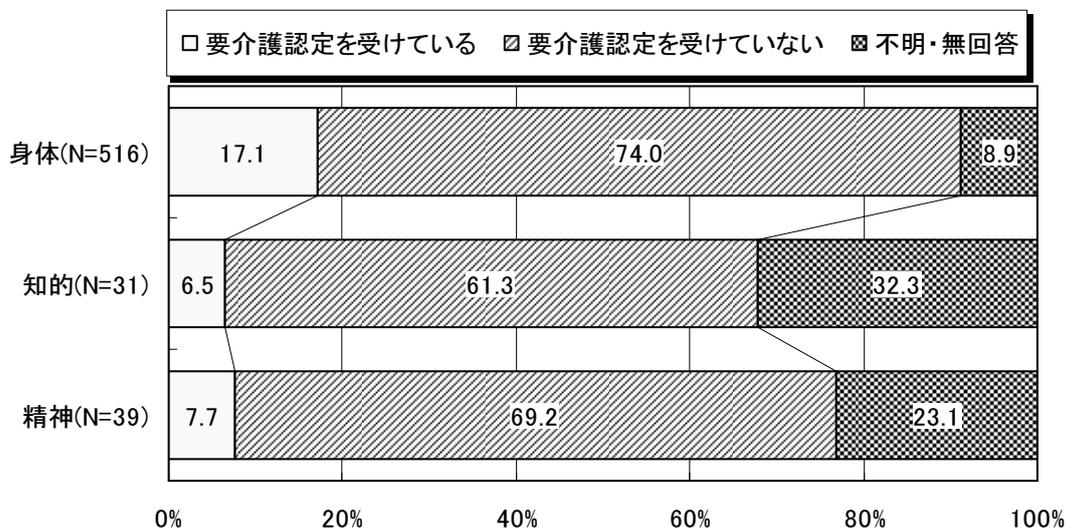
年齢は、身体障がい者では 60 歳代および 70 歳代以上が多い。知的障がい者は 19 歳以下が最も多く、精神障がい者は 40 歳代および 60 歳代が多い。



(2) 要介護認定の有無

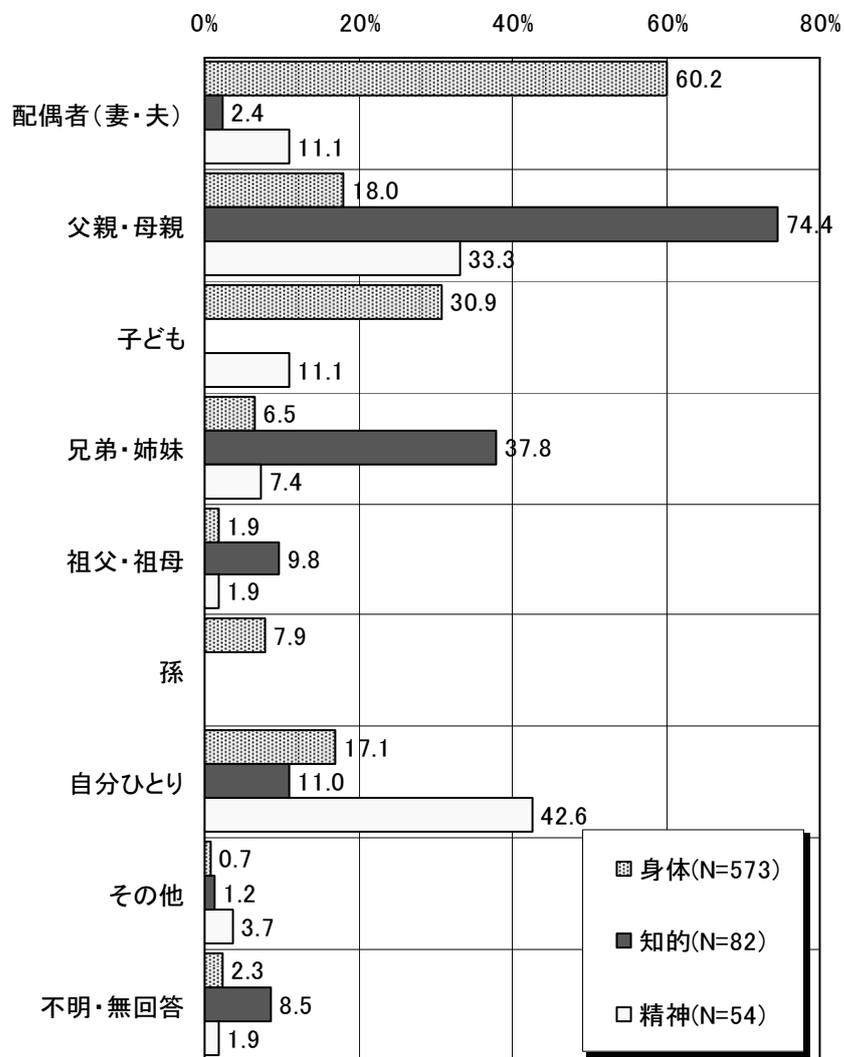
介護保険の要介護認定を受けている人の割合は、身体障がい者 17.1%、知的障がい者 6.5%、精神障がい者 7.7%となっている。

身体障がい者の要介護度を見ると、要介護4および要介護5を合わせた重度介護者は 11.4%である。



(3) 同居している人

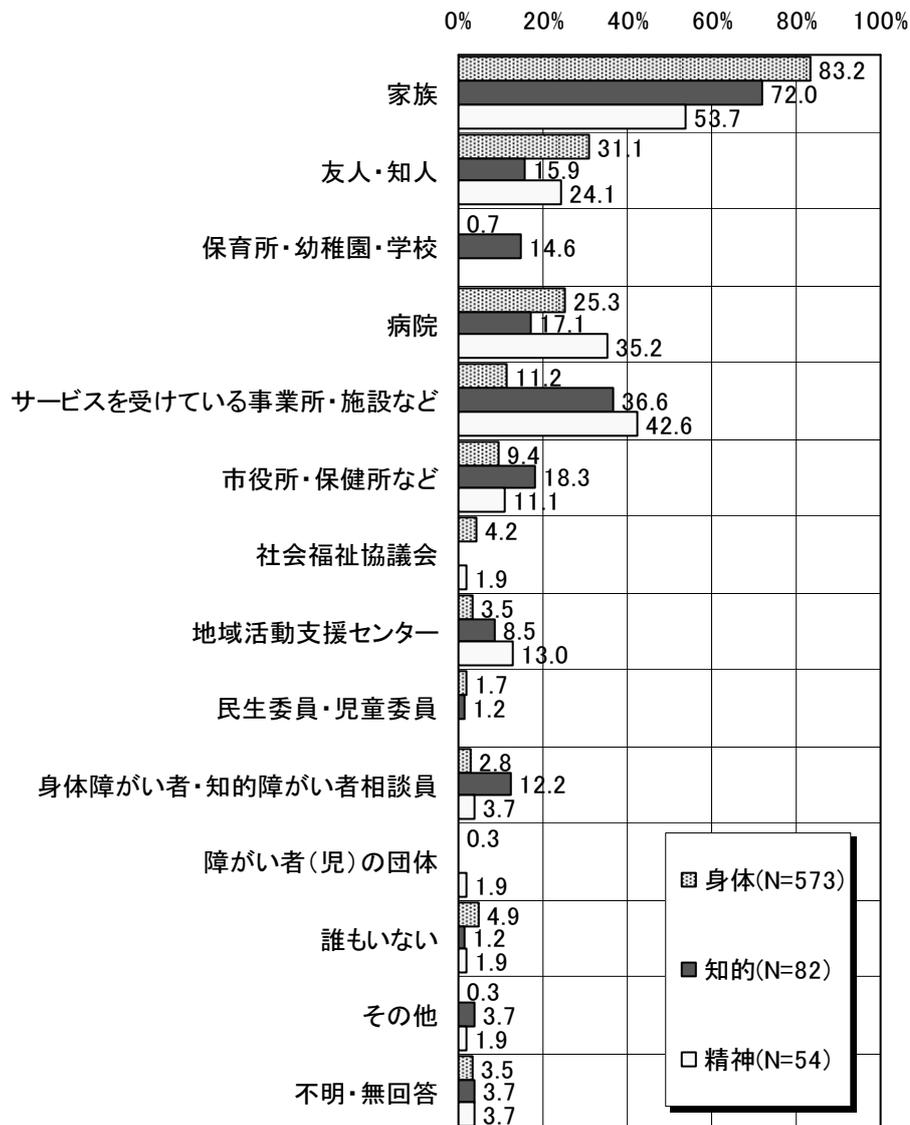
同居している人では、身体障がい者は「配偶者(妻・夫)」, 知的障がい者は「父親・母親」, 精神障がい者は「自分ひとり」がそれぞれ最も多い。



(4) 悩みや困ったことの相談相手（主なもの3つまで回答）

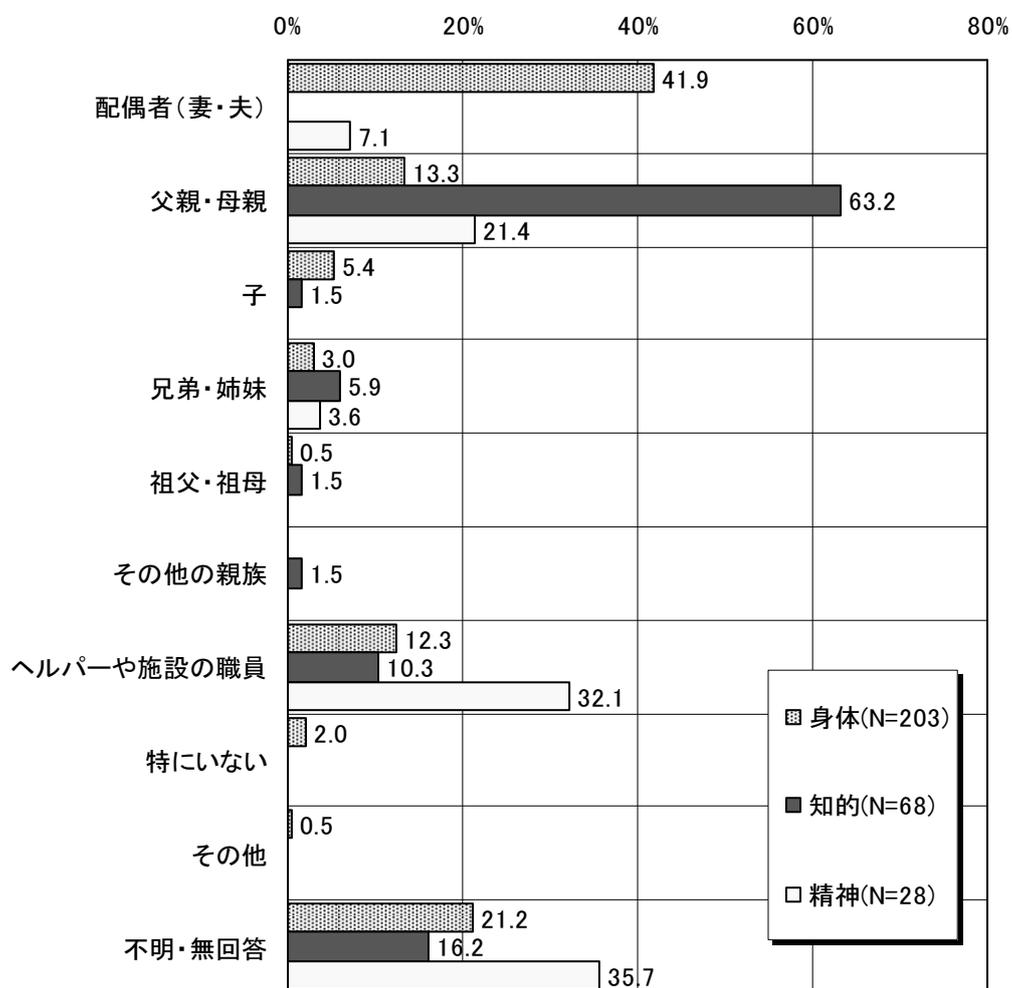
悩みや困ったことの相談相手としては、いずれも「家族」が最も多い。

また、家族や友人・知人を除く相談先としては、身体障がい者は「病院」、知的障がい者は「サービスを受けている事業所・施設など」、精神障がい者は「サービスを受けている事業所・施設など」と「病院」が多い。



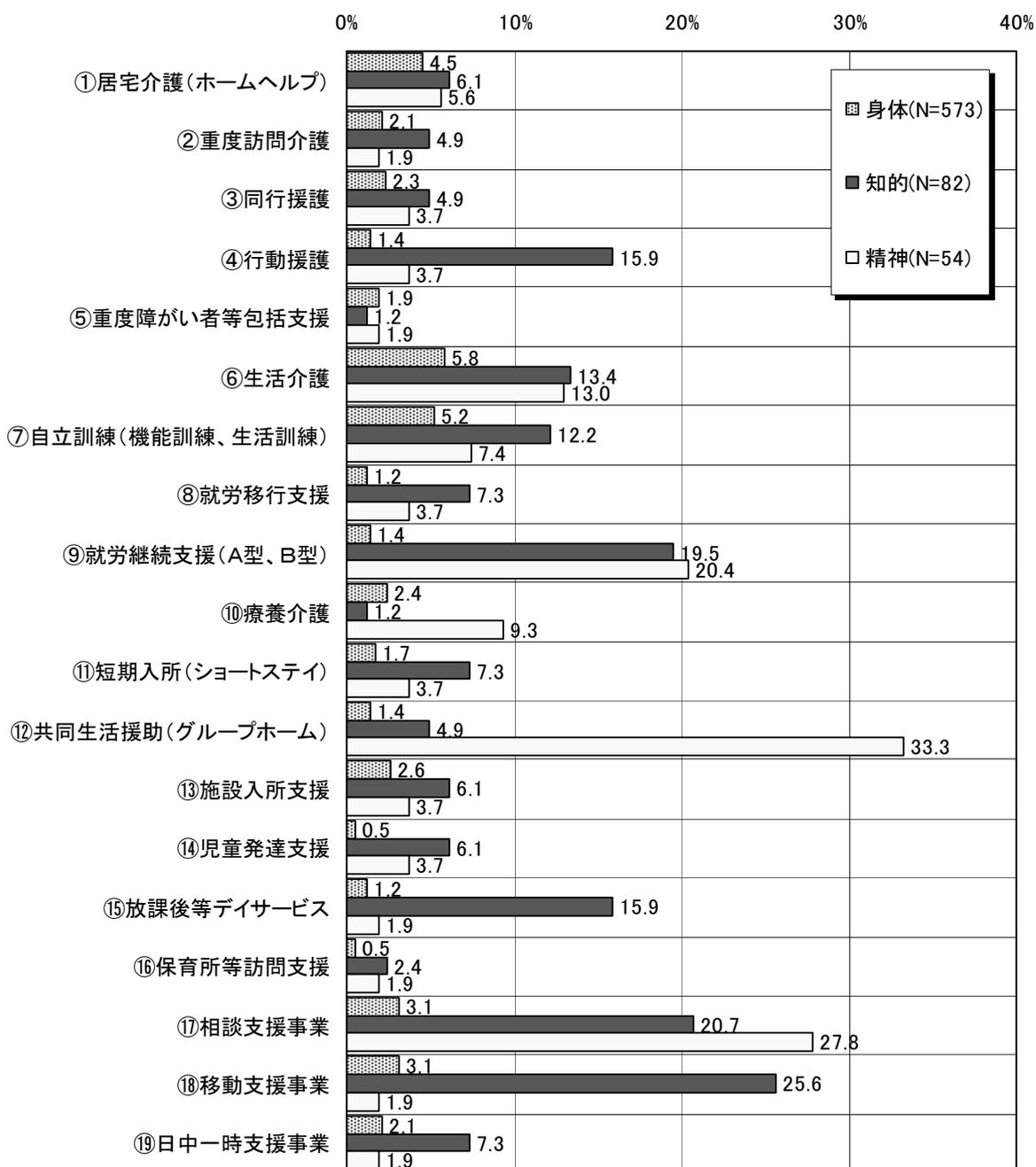
(5) 主な介助者

主な介助者は、身体障がい者では「配偶者(妻・夫)」、知的障がい者は「父親・母親」、精神障がい者は「ヘルパーや施設の職員」が、それぞれ最も多い。



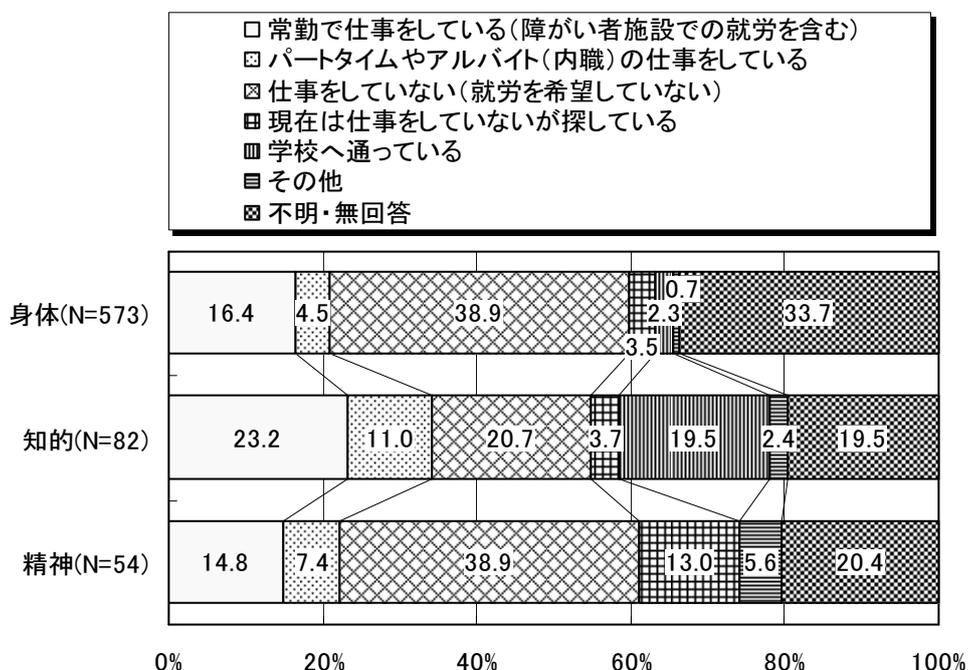
(6) 現在利用している障がい福祉サービス等（複数回答）

障がい福祉サービスで利用しているものとしては、身体障がい者は「⑥生活介護」「⑦自立訓練（機能訓練、生活訓練）」、知的障がい者は「⑱移動支援事業」「⑰相談支援事業」、精神障がい者は「⑫共同生活援助（グループホーム）」、「⑰相談支援事業」が多い。



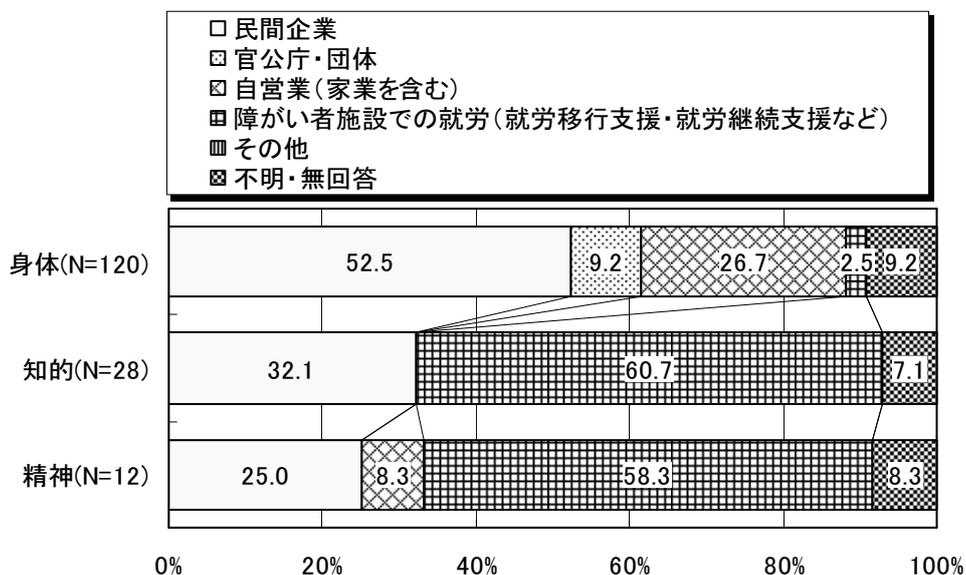
(7) 就労の状況

就労の状況をみると、「常勤で仕事をしている(障がい者施設での就労を含む)」人は、身体障がい者 16.4%、知的障がい者 23.2%、精神障がい者 14.8%である。また、「現在は仕事をしていないが探している」という人は、身体障がい者 3.5%、知的障がい者 3.7%、精神障がい者 13.0%である



(8) 就労先

現在、仕事をしている人の就労先は、身体障がい者は「民間企業」が最も多く、知的障がい者および精神障がい者は「障がい者施設での就労(就労移行支援・就労継続支援など)」が半数以上となっている。



4 サービスの利用状況

(1) 障がい福祉サービス

第3期坂出市障がい福祉計画における見込量(計画値)に対する利用実績(実績値)は、次のとおりです。

①訪問系サービス

訪問系サービスは、計画値を上回りました。

■計画値と実績値(年度末の数値)

サービス名	単位	平成23年度		平成24年度		平成25年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
訪問系サービス (居宅介護, 重度訪問介護, 同行援護, 行動援護, 重度障がい者等包括支援)	実利用者数 (人)	63	59	66	74	69	88
	延利用時間 (時間)	1,316	1,411	1,476	1,748	1,520	1,682

※訪問系サービスの計画値・実績値は、サービスごとではなく、訪問系サービス全体の一括した数値を示しています。

②日中活動系サービス

生活介護および短期入所は計画値を上回りました。

■計画値と実績値(年度末の数値)

サービス名	単位	平成23年度		平成24年度		平成25年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
生活介護	実利用者数 (人)	90	110	95	123	100	120
自立訓練(機能訓練)	実利用者数 (人)	1	2	1	2	1	1
自立訓練(生活訓練)	実利用者数 (人)	8	6	8	5	8	5
就労移行支援	実利用者数 (人)	16	15	16	13	16	19
就労継続支援(A型)	実利用者数 (人)	11	10	11	10	11	7
就労継続支援(B型)	実利用者数 (人)	105	100	110	100	115	105

■計画値と実績値（年度末の数値）

		平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度	
サービス名	単位	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
療養介護	実利用者数 (人)	2	2	18	16	18	16
短期入所（ショートステイ）	実利用者数 (人)	15	20	15	19	15	22

③居住系サービス

施設入所支援は、計画値を下回りました。

■計画値と実績値（年度末の数値）

		平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度	
サービス名	単位	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
共同生活援助（グループホーム） 共同生活介護（ケアホーム）	実利用者数 (人)	60	61	65	65	70	77
施設入所支援	実利用者数 (人)	86	84	84	78	82	77

④相談支援

相談支援は、平成 24 年度から制度が始まりました。

■計画値と実績値（年度末の数値）

		平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度	
サービス名	単位	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
計画相談支援	実利用者数 (人)	-	-	50	119	91.6	303
地域移行支援	実利用者数 (人)	-	-	-	0	-	0
地域定着支援	実利用者数 (人)	-	-	-	1	-	0

⑤障がい児通所支援

障がい児通所支援は、計画値を大幅に上回りました。

■計画値と実績値（年度末の数値）

		平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度	
サービス名	単位	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
児童発達支援	実利用者数 (人)	-	-	5	5	5	6
放課後等デイサービス	実利用者数 (人)	-	-	22	38	22	42
障がい児相談支援	実利用者数 (人)	-	-	-	12	-	37

（２）地域生活支援事業

①相談支援事業

相談支援事業は、計画値をあげていませんでしたが、10 か所での実施となっています。

■計画値と実績値（年間の数値）

		平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度		
事業名	単位	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	
相談支援事業	障がい者相談 支援事業	実施か所数 (か所)	-	10	-	10	-	10
	地域自立支援 協議会	設置か所数 (か所)	-	1	-	1	-	1
住宅入居等支援事業	実施か所数 (か所)	0	0	1	0	1	0	
成年後見制度利用支援事業	実利用者数 (人)	0	0	1	0	1	0	

②意思疎通支援事業

意思疎通支援事業は、平成 24、25 年度の計画値をやや下回りました。

■計画値と実績値（年間の数値）

事業名	単位	平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
手話通訳者・要約筆記奉仕員派遣事業	実利用者数 (人)	11	11	12	9	13	9

③日常生活用具購入費給付事業

日常生活用具購入費給付事業は、排泄管理支援用具が計画値を上回りました。

■計画値と実績値（年間の数値）

事業名	単位	平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
介護訓練支援用具	給付件数 (件)	5	3	6	7	7	3
自立生活支援用具	給付件数 (件)	10	11	11	16	12	11
在宅療養等支援用具	給付件数 (件)	9	5	10	10	11	5
情報・意思疎通支援用具	給付件数 (件)	10	16	11	8	12	14
排泄管理支援用具	給付件数 (件)	1,151	1,244	1,163	1,414	1,175	1,432
住宅改修費	給付件数 (件)	2	1	2	2	2	3

④移動支援事業

移動支援事業は、計画値をやや下回りました。

■計画値と実績値（年間の数値）

事業名	単位	平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
移動支援事業	延利用時間 (時間)	10,200	9,608	9,000	8,480	9,200	8,138

⑤地域活動支援センター機能強化事業

地域活動支援センター機能強化事業は、計画どおり実施されています。

■計画値と実績値（年間の数値）

事業名	単位	平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
地域活動支援センターⅠ型	実施か所数 (か所)	5	5	5	5	5	5
地域活動支援センターⅡ型	実施か所数 (か所)	1	1	1	2	1	2
地域活動支援センターⅢ型	実施か所数 (か所)	0	0	1	1	1	1



第3章 計画の基本的考え方

1 基本理念

住み慣れた地域で共に豊かに安心してすごせるまち さかいで

障がいの有無にかかわらず、誰もが人格と個性を尊重し合いながら、住み慣れた地域の中で共に豊かに安心して生活できる共生社会の実現をめざします。

2 基本目標

(1) 地域生活のための支援の推進

障がい者が地域の中で安心して生活できるよう、障がい福祉サービスや地域生活支援事業の充実を図ります。

また、障がい者が自らの意思に基づき、社会のあらゆる活動に積極的に参加できるようにするためには、経済的な自立が重要であることから、関係機関と連携しながら障がい者の雇用・就労支援を推進します。

さらに、生活のために必要な様々な情報を容易に取得、利用できるよう情報アクセシビリティ（利用しやすさ）を向上させるとともに、意思疎通のための手段の確保を支援します。

(2) 地域福祉の推進

隣近所の助け合いや、ボランティア、障がい者団体、社会福祉協議会等の福祉を担う様々な団体・組織が互いに連携したり、活動を促したりして、障がい者の生活を支え、自立を促すことにつながる取組みを推進します。特に地域での防災対策等、安全・安心のための施策について、行政と地域との連携を強め、協力体制の強化を図ります。

(3) 社会的障壁の除去

市民や事業者等に障がいや障がい者に対する理解を深めることで、障がいを理由とする差別をなくし、障がい者の基本的人権を守ります。

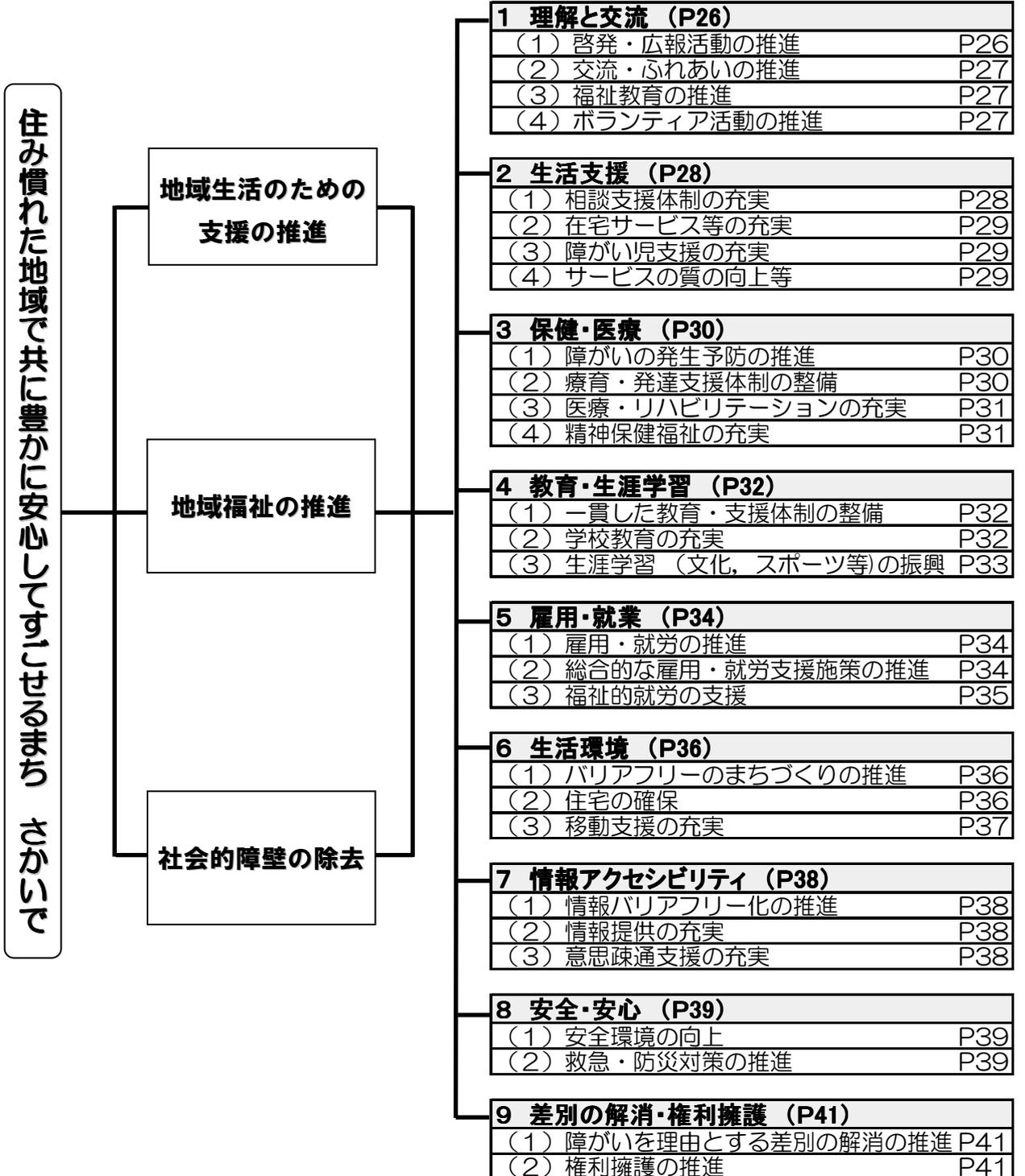
また、公共施設、道路、公共交通機関等のバリアフリー化等により、障がい者も含めて誰もが暮らしやすいまちづくりを進めるとともに、障がい者が日常生活または社会生活を営む上で制約となる様々な社会的障壁の除去に努めます。

3 計画の体系

<基本理念>

<基本目標>

<施策の展開>



第4章 障がい者福祉施策の展開

1 理解と交流

【現状と課題】

障がい者の「完全参加と平等」を実現するためには、障がいのある人もない人も共に生活し、活動できる社会の構築をめざすノーマライゼーションの理念に基づき、市民すべてがお互いを尊重し合い、あらゆる差別や偏見のない地域社会を築いていくことが重要となります。

そのためには、まず、障がいの有無にかかわらず、お互いの人格と個性を尊重し合う共生社会の理念の普及を図るとともに、障がいや障がい者に対する市民の正しい理解を促進するため、市民に対する啓発活動や交流機会の充実を図る必要があります。

また、幼少期から正しい理解と認識を身につけるために、幼児教育や学校教育、地域における福祉教育を推進し、障がいや障がい者に対する理解を育んでいく必要があります。

また近年、福祉ニーズは多様化しており、行政のサービスが届きにくい福祉ニーズについては、地域住民相互の助け合いやボランティア活動を活性化することで、必要なサービスを提供できるしくみづくりが求められています。

(1) 啓発・広報活動の推進

【施策の展開】

○広報誌やホームページ等の各種広報媒体を通じ、障がいや障がい者に対する正しい知識の普及、啓発に努めます。

≪関係課：ふくし課，けんこう課，秘書広報課≫

○障がいや障がい者に対する市民の一層の理解を深めるため、関係機関や関係団体と連携した講演会や講座等を開催します。

≪関係課：ふくし課≫

○坂出市人権啓発推進会議による人権啓発活動を実施します。

≪関係課：人権課≫

(2) 交流・ふれあいの推進

【施策の展開】

○各種行事に障がい者が参加しやすいよう、自治会をはじめ、地域団体や学校に協力を求め、地域で行われる交流・ふれあい活動を推進します。

≪関係課：ふくし課，学校教育課，生涯学習課≫

○障がい者施設や特別養護老人ホーム等，社会福祉施設での交流・ふれあい活動に地域の方が参加しやすいよう，推進します。

≪関係課：ふくし課，かいご課≫

○障がい者のふれあい交流事業「坂出市友愛のつどい」や「まなとピアフェスティバル」等，各種行事での障がい者と地域住民の交流を支援します。

≪関係課：ふくし課，生涯学習課≫

○障がい者団体の活動を活発化するため，障がい者等による地域における自発的な取り組みを支援します。

≪関係課：ふくし課≫

○障がい者団体同士が交流し，相互の理解を深めるような機会づくりを促進します。

≪関係課：ふくし課≫

(3) 福祉教育の推進

【施策の展開】

○幼児教育や学校教育の中で，発達段階に応じた人権教育を推進するとともに，総合的な学習の時間を利用した福祉体験や研修会等の充実を図ります。

≪関係課：ふくし課，学校教育課，こども課，人権課≫

○障がいや障がい者に対する理解を深めるための研修・啓発を通じて，地域住民への働きかけを促進します。

≪関係課：ふくし課≫

(4) ボランティア活動の推進

【施策の展開】

○社会福祉協議会と連携し，市民による障がい者等に対するボランティア活動（地域福祉活動）を促進します。

≪関係課：ふくし課≫

○障がい者施設での介護体験等の学校教育におけるボランティア体験学習や交流，イベントを通じたボランティア活動の充実を図ります。

≪関係課：ふくし課，学校教育課≫

2 生活支援

【現状と課題】

障がい者の地域生活を支えるためには、利用者本位の考え方に立って、多様なニーズに対応する生活支援体制の整備や福祉サービスの量的・質的な充実を図っていくことが必要となります。そのためには、介護給付、訓練等給付等の自立支援給付をはじめとする各種障がい福祉サービスの基盤整備・充実に努めるとともに、サービス利用を支援するため、ケアマネジメントシステムの構築を進めることが重要です。

また、地域で自立して生活したいという障がい者のニーズに対応し、入所施設や病院からの地域移行を進めるためには、地域に障がい者の生活の場を確保することが重要であり、そのひとつとして、グループホーム等を整備し、地域での生活を支援していく必要があります。

また、アンケート調査の結果をみると、「障がいのある人にとって住みよいまちをつくるために必要なこと」として「何でも相談できる窓口をつくるなど相談体制の充実」が最も多くなっていることから、コンシェルジュ（案内人）の役割を担う相談支援体制の充実に努めていく必要があります。

（1）相談支援体制の充実

【施策の展開】

○障がい者やその家族が、不安を解消したり、様々な施策、サービスを円滑に利用し、安心して生活できるよう、窓口だけでなく電話やメール等、利用しやすいきめ細かな相談体制の充実を図ります。

≪関係課：ふくし課≫

○発達障がい者（児）や高次脳機能障がい者、難病患者等、障がい者手帳を持たない障がい者（児）の相談支援を関係機関と連携して行います。

≪関係課：ふくし課≫

○身体障がい者相談員、知的障がい者相談員による活動を推進するとともに、新たに精神障がい者相談員を設置（平成27年度実施）し、地域の相談体制を強化します。

≪関係課：ふくし課≫

(2) 在宅サービス等の充実

【施策の展開】

○障がい者総合支援法のもとで、障がい福祉サービスの必要量を確保するとともに、障がい者の障がい特性や障がいの程度に応じた福祉サービスの充実を図ります。

≪関係課：ふくし課≫

○サービスの利用希望が多いグループホームや短期入所について、事業所に対して既存施設の活用等を含めた拡充の推進を図ります。

≪関係課：ふくし課≫

(3) 障がい児支援の充実

【施策の展開】

○療育を必要とする児童が、地域で自立することを支援する「障がい児通所支援」の充実を支援します。

≪関係課：ふくし課≫

○障がい児の日中の一時的な活動場所として機能する「日中一時支援事業」の充実を支援します。

≪関係課：ふくし課≫

○「障がい児相談支援」による、個々の状況に応じたきめ細かな支援を行います。

≪関係課：ふくし課≫

(4) サービスの質の向上等

【施策の展開】

○福祉サービスの質の向上を図るために、事業所が行うサービス従事者の研修を定期的に受講することを促進します。

≪関係課：ふくし課≫

○平成 25 年度より県施設監査に同行し、適切なサービス提供が行われているかを確認するとともに、社会福祉法人の市法人監査と連携して、必要な指導を行います。

≪関係課：ふくし課≫

○サービス内容や運営面についての良い点や改善点を明確にするため、福祉サービスにおける第三者評価制度の利用を促進します。

≪関係課：ふくし課≫

3 保健・医療

【現状と課題】

身体障がい者の障がいの原因の多くは脳血管疾患等の後天的な疾病であることから、疾病を未然に防ぐための健康づくりの推進や健康診査等の早期発見・早期対応の体制を充実することが重要です。また、妊娠・出産については、母子保健事業により低出生体重児および疾病等の発生の予防を図ることが重要です。

医療とリハビリテーションについても、地域の医療機関や関係機関が連携をとりながら推進していく必要があります。

精神保健の分野については、適切な医療を確保するとともに、精神障がいに対する正しい知識の普及、啓発や精神障がい者が気軽に地域に出ている社会参加の場の充実、社会復帰に向けた支援策等が必要となります。

(1) 障がいの発生予防の推進

【施策の展開】

○各種事業やイベント、各地区での健康教育において、各種健診の受診勧奨や心身の健康、疾病予防に関する知識等の普及・啓発を推進し、疾病等の発症予防に努めます。

≪関係課：けんこう課≫

○各種がん検診、健康診査を実施し、疾病の早期発見・治療を行うことで、疾病の重症化や合併症による障がいの発生予防を図ります。

≪関係課：けんこう課≫

○高齢者等に対する介護予防事業を推進することで、高齢者の健康づくり、障がいの発生予防を図ります。

≪関係課：かいご課≫

(2) 療育・発達支援体制の整備

【施策の展開】

○各種健診・相談を実施することにより、保健師や医師、言語聴覚士、臨床心理士等、多職種が連携し、障がいの早期発見・早期支援に努めます。

≪関係課：けんこう課，こども課≫

○発達障がいの疑いのある児童や保護者に対し、保健師や臨床心理士による少人数制の相談・教育・グループミーティングによる支援（かもめ教室）を行います。

≪関係課：けんこう課≫

<p>○乳幼児期から学校卒業まで一貫した教育や療育が行える環境を整備します。</p> <p>《関係課：学校教育課，こども課》</p>
<p>○就学前に5歳児健診を行い，特に支援が必要な児童の早期発見・早期介入を図り，個々の特性に応じた支援を行います。</p> <p>《関係課：学校教育課，こども課，けんこう課》</p>
<p>○保護者への子育て相談や教育相談を丁寧に行うとともに，医療，専門機関との連携を図り，巡回相談の実施やケース会の拡大・充実を図ります。</p> <p>《関係課：学校教育課，こども課，けんこう課，ふくし課》</p>

(3) 医療・リハビリテーションの充実

【施策の展開】

<p>○医療機関等の関係機関と連携を図りつつ，自立支援医療制度を活用した地域リハビリテーションを促進します。</p> <p>《関係課：ふくし課》</p>
<p>○障がいを軽減し，より快適で自立した生活を促進するため，医療機関，医師会との連携を強化し，地域や学校等における保健医療の環境整備に努めます。</p> <p>《関係課：ふくし課，こども課，学校教育課，けんこう課》</p>
<p>○外出が困難な障がい者や高齢者に対して，適切な在宅医療・訪問看護が提供されるよう，医療機関等と連携を図ります。</p> <p>《関係課：ふくし課，けんこう課，かいご課》</p>

(4) 精神保健福祉の充実

【施策の展開】

<p>○精神障がい者やその家族のニーズに対応した相談や，うつ病等の早期発見・治療・支援につなげるため，こころの健康相談を引き続き実施するとともに，事業の啓発に努めます。</p> <p>《関係課：けんこう課》</p>
<p>○精神障がい者の退院前や退院後に適宜，病院，相談支援事業所等とケース会を開催し，精神障がい者の地域生活への移行を支援します。</p> <p>《関係課：ふくし課，けんこう課》</p>
<p>○精神障がい者に対する正しい知識の普及・啓発に努めます。</p> <p>《関係課：ふくし課，けんこう課》</p>
<p>○精神障がい者の社会参加や交流を広げる地域活動支援センター等の充実を図ります。</p> <p>《関係課：ふくし課》</p>

4 教育・生涯学習

【現状と課題】

障がい児に対する早期からの教育・療育は、障がい児の持っている可能性を引き出し、成長発達を促す上で大変重要です。

障がい児の教育をさらに充実するためには、教育機関と医療・福祉関係機関等が十分に連携し、乳幼児期から学校卒業後まで一貫した計画的な教育・療育が行われる体制を整備することが必要です。

また、幼児教育、学校教育においては幼児、児童、生徒一人ひとりに応じた教育支援計画に基づく教育を行うとともに、近年、課題となっている発達障がい（自閉症、アスペルガー症候群、学習障がい、注意欠陥・多動性障がい等）への支援に関するノウハウの蓄積、支援体制の強化についても取り組んでいく必要があります。

さらに、障がい者の生涯学習として文化活動、スポーツ、レクリエーション等の余暇活動を充実することは、障がい者の社会参加を促進するだけでなく、障がい者の機能訓練、心と体の健康維持増進に役立ち、また、障がい者の自主性の向上、自己実現の機会の確保という点からも重要です。

（１）一貫した教育・支援体制の整備

【施策の展開】

○サポートファイル「かけはし」を活用し、学校等の進級・進学する際や就労の際に、これまでの支援の経過や内容（医療機関、関係機関との連携等）を引き継ぐことで、一貫した支援が行えるよう努めます。

≪関係課：学校教育課≫

○障がい児一人ひとりの能力を引き出し、最大限に伸ばしていくため、インクルーシブ教育の理念に基づいて、適切な学習の場が選択できるよう、本人や家族の考えを尊重しながら、きめ細かい一貫した就学相談・教育相談を行います。

≪関係課：学校教育課，こども課≫

（２）学校教育の充実

【施策の展開】

○特別支援教育について、特別支援教育担当職員を配置し、特別支援教育支援員や特別支援学級の教員への教育相談や療育相談、研修会を通して指導力の向上に努めます。

≪関係課：学校教育課≫

<p>○障がい児の教育について、理解と認識を深めるため、巡回相談・連携訪問やスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー等を活用するとともに、特別支援教育コーディネーターを中心に研修の充実に努めます。</p> <p>≪関係課：学校教育課≫</p>
<p>○通常学級における特別な支援を必要とする児童，生徒への指導方法の工夫・改善を図ります。また，特別支援学級を設置し，障がいの特性に応じた教育方法の工夫・改善に努めるとともに，特別支援学校との連携を図ります。</p> <p>≪関係課：学校教育課≫</p>
<p>○障がい児一人ひとりの成長過程における能力や障がいの種類，程度および学習指導体制等の進展に応じた就学指導の充実に努めます。</p> <p>≪関係課：学校教育課≫</p>

(3) 生涯学習（文化，スポーツ等）の振興

【施策の展開】

<p>○障がい者が生涯にわたって学習する機会を得ることができるよう，障がい者団体等が行う生涯学習活動を支援します。</p> <p>≪関係課：ふくし課≫</p>
<p>○障がい者が芸術・文化・余暇活動等を通じて生活のゆとりと豊かさを実感するとともに，社会参加ができるよう，地域活動支援センター等での創作活動や福祉施設，教育機関等における文化芸術活動を支援します。</p> <p>≪関係課：ふくし課，学校教育課，こども課≫</p>
<p>○障がい者の健康づくりや生きがいづくり，障がい児の体力づくりのために，スポーツ・レクリエーション活動を支援します。</p> <p>≪関係課：ふくし課，生涯学習課≫</p>
<p>○2020年の東京オリンピック・パラリンピックの開催を踏まえて，障がい者スポーツのより一層の普及，振興を図り，スポーツを通して障がい者の社会参加を促進します。</p> <p>≪関係課：ふくし課，生涯学習課≫</p>

5 雇用・就業

【現状と課題】

障がい者が地域で自立した生活をしていくためには、就労し、経済的な自立を図ることも大変重要です。就労は、単に自立生活の手段を得るにとどまらず、社会参加、社会貢献、さらには生きがいにつながり、障がい者の生活の質の向上にも寄与します。アンケート調査結果をみると、「常勤で仕事をしている（障がい者施設での就労を含む）」人は、身体障がい者 16.4%、知的障がい者 23.2%、精神障がい者 14.8%と少ないことがわかります。

そのため、障がい者の雇用の促進については、個々の意思や能力に応じた仕事を選択できるよう、ハローワーク、障がい者就業・生活支援センターと連携しながら、職業相談や指導体制の充実を図るとともに、福祉的就労から一般就労への移行を進めていくための支援体制を整備する必要があります。

また、就職した後の継続的な就労支援や離職後の再訓練等、障がい者一人ひとりの状況にあわせた支援が行えるよう体制を整えることが大切です。

（１）雇用・就労の推進

【施策の展開】

○障がい者の就労を促進するため、商工会議所等の関係団体と連携を図りながら、ハローワーク等の関係機関と、障がい者雇用の取組みおよび啓発の推進を行います。

≪関係課：産業課≫

○職業実習等、就労に必要な知識・能力の向上のための有期の訓練等を行う「就労移行支援」事業を支援します。

≪関係課：ふくし課≫

○一般就労が困難な障がい者を対象に、就労機会の提供および就労に必要な知識・能力の向上のための訓練等を行う「就労継続支援」事業を支援します。

≪関係課：ふくし課≫

（２）総合的な雇用・就労支援施策の推進

【施策の展開】

○ハローワーク等の関係機関と、企業等の法定雇用率達成に向けた広報・啓発を推進します。

≪関係課：産業課≫

○障がい者がその能力と適正に応じて就労し、社会的役割を担うことによって生きがいを見出して、経済的自立ができるよう、関係機関が連携した総合的な就労支援体制の強化を図ります。

≪関係課：ふくし課≫

○坂出市独自の障がい者就労支援制度（平成 24 年 10 月創設）を活用し、就労機会、就労意欲の促進を図ります。

- * 坂出市在住特別支援学校高等部生徒資格取得費補助金
- * 坂出市障がい者職場実習奨励金
- * 坂出市障がい者就職支度金

≪関係課：ふくし課≫

（３）福祉的就労の支援

【施策の展開】

○一般就労は困難であるが、就労を希望する障がい者が個々の状況に応じて働き、収入と生きがいを得られるよう、福祉的就労を支援します。

≪関係課：ふくし課≫

○坂出市障がい者就労体験事業「ヨロコビ・ワゴンセール」（平成 25 年 4 月開始）の継続・充実を図ります。

≪関係課：ふくし課，総務課≫

○障がい者就労施設等の受注機会の増大を図るため、優先調達の推進に努めます。

≪関係課：ふくし課≫



6 生活環境

【現状と課題】

障がい者が地域の中で自立した生活を送り、社会のあらゆる分野に積極的に参加していくためには、誰もが利用しやすいように配慮されているユニバーサルデザインの考えのもと、バリアフリーのまちづくりを進め、安全・安心な環境の整備を図ることが重要です。また、障がい者が地域で生活するためには、障がい者の利用に対応した住宅が確保されていることが必要です。

さらに、障がい者が気軽に社会参加できるよう、個々の状況に応じた移動支援サービスが提供されることや、公共交通機関等の利便性の向上が大切です。

(1) バリアフリーのまちづくりの推進

【施策の展開】

○公共施設のバリアフリー化を推進し、障がい者や高齢者が円滑かつ安全に利用できるよう、設備の改善に努めます。また、新庁舎の建設を予定しており、誰もが利用しやすく、人にやさしい新庁舎を建設します。

≪関係課：建設課，総務課，生涯学習課，文化振興課≫

○街路整備や歩道整備を行い、障がい者が安全かつ快適に外出ができる環境整備に努めます。

≪関係課：建設課，都市整備課，環境交通課≫

(2) 住宅の確保

【施策の展開】

○公営住宅（県営・市営）に関する情報提供や、市営住宅の老朽化により、建替えの際には、障がい者や高齢者の利用に対応した住宅の整備・改修に努めます。

≪関係課：ふくし課，建設課≫

○障がい者が地域で自立した生活ができるよう、地域移行支援のサービスを活用した住宅の確保やグループホームの利用・拡充を促進します。

≪関係課：ふくし課≫

(3) 移動支援の充実

【施策の展開】

○地域における自立生活および社会参加を促進し、余暇活動等の日常生活において、障がい者が円滑に外出できるよう、移動支援事業の利用を促進します。

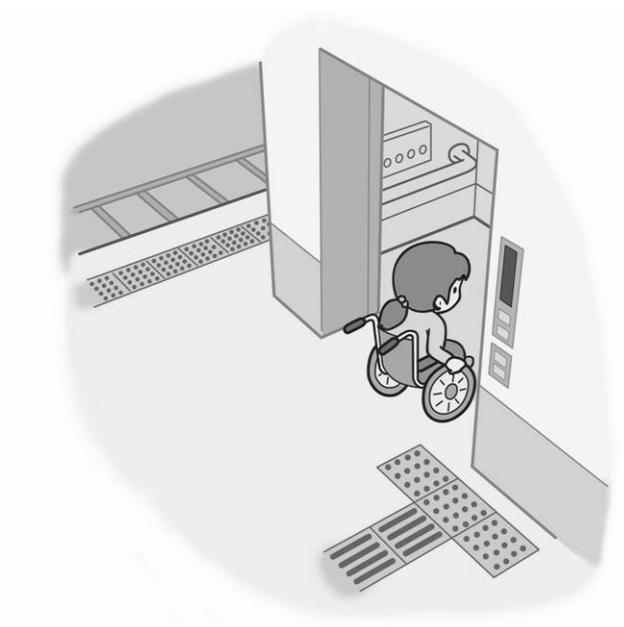
≪関係課：ふくし課≫

○身体障がい者の自動車改造や運転免許取得の助成、重度身体障がい者の介助者用自動車改造の助成（平成 25 年 4 月創設）により、身体障がい者の社会参加を支援します。

≪関係課：ふくし課≫

○障がい者等が気軽に低コストで移動できるよう、「坂出市循環バス」や「デマンド型乗合タクシー」等、公共交通機関の利便性向上のための取組みを推進します。

≪関係課：環境交通課≫



7 情報アクセシビリティ

【現状と課題】

障がい福祉サービスや障がい者に関わる事業、制度は多岐にわたることから、これらの情報を個々の障がい者に応じた形でわかりやすく提供していくことが重要です。

また、特に視覚障がい者や聴覚障がい者への情報提供については、障がい特性に応じた方法での提供に努める必要があります。

(1) 情報バリアフリー化の推進

【施策の展開】

○障がい者や高齢者を含め、誰もが利用しやすいホームページづくりに努めます。

≪関係課：秘書広報課≫

○学校教育における障がい児に適した周辺機器の整備に努めるとともに、学習ソフト等の活用を充実します。

≪関係課：学校教育課≫

○図書館におけるデジタイズ図書や、さわる絵本、電子図書の視覚障がい者用図書の購入等、障がい者（児）の利用への対応を充実します。

≪関係課：文化振興課≫

(2) 情報提供の充実

【施策の展開】

○障がい者が必要なサービスを十分に活用できるよう、様々な媒体を通じて、障がい者に関わる施策や事業、福祉サービス等について、わかりやすい情報提供に努めます。

≪関係課：ふくし課，秘書広報課，けんこう課≫

○相談支援事業を活用した事業所による情報提供や障がい者団体、障がい者相談員、関係機関等のネットワークを活用し、広く情報提供に努めます。

≪関係課：ふくし課≫

(3) 意思疎通支援の充実

【施策の展開】

○手話通訳者、要約筆記奉仕員を派遣することにより、聴覚障がい者等の自立および社会参加の促進を図ります。

≪関係課：ふくし課≫

8 安全・安心

【現状と課題】

障がい者は、障がいのために災害に対する備えが十分にできない状況があります。

アンケート調査の結果をみると、災害時に困ることとして、身体障がい者および知的障がい者では「安全なところまで、迅速に避難することができない」が最も多くなっています。このため、地域住民をはじめ様々な機関・団体が共働し、障がい者を含めた避難行動要支援者に対する情報伝達や災害時の救援・救助体制の整備を図り、防災ネットワークの確立に努める必要があります。

(1) 安全環境の向上

【施策の展開】

○障がい者が交通事故にあうのを防ぐため、関係機関・団体と共働し、交通ルールやマナーの啓発や交通安全・事故防止教育を推進します。

≪関係課：環境交通課≫

○警察等関係機関や地域、企業、各種団体、行政の連携のもと、地域安全体制の充実に努めます。

≪関係課：環境交通課≫

(2) 救急・防災対策の推進

【施策の展開】

○広報誌やホームページ等を活用し、避難所等の情報や防災知識の普及・啓発を図ります。

≪関係課：危機監理室≫

○避難行動要支援者避難支援計画の周知・啓発を推進し、避難支援体制の確立および地域防災力の向上を図ります。

≪関係課：危機監理室≫

○障がい者や高齢者にも配慮した使用しやすい防災機器等の普及に努めます。

≪関係課：危機監理室，消防本部，ふくし課≫

○地域や社会福祉施設等において、適切な防災訓練，防災教育が行われるよう指導します。

≪関係課：危機監理室，消防本部≫

○指定避難所での集団生活が困難な障がい者等に対しては、福祉避難所（二次避難所）を確保するとともに、社会福祉施設等との協力体制を図ります。

《関係課：危機監理室，ふくし課》

○119番登録制度や発信地表示システムにより、災害時や緊急時の迅速な救済活動を図ります。

《関係課：消防本部》

○障がい者や高齢者，その他健康に不安のある人の安全・安心を確保するため，救急医療情報キットを配布（平成24年6月実施）し，生命の危険を守ります。

《関係課：ふくし課》



9 差別の解消・権利擁護

【現状と課題】

障がい者に対する差別や虐待は重大な人権侵害であり、決してあってはならないことです。アンケート調査結果をみると、差別や嫌な思いをした経験について、「よくある」と「たまにある」を合わせた割合は、身体障がい者 43.0%、知的障がい者 70.8%、精神障がい者 70.4%となっており、障がいを理由とする差別や偏見が依然として残っていることがわかります。このため、誰もが障がいや障がい者に対する正しい理解と、障がい者に対する差別や偏見、虐待等をなくすことが必要です。

また、障がい者が自らの意思により安心して社会生活を送るためには、障がい者の権利を擁護し、権利行使を援助する適切な支援体制が必要です。

(1) 障がいを理由とする差別の解消の推進

【施策の展開】

○障がいを理由とする差別をなくすため、障がいや障がい者に対する理解を深めるための啓発や「障がい者週間 12月3日～9日」の周知を図り、障がい者の自立と社会参加を推進します。

≪関係課：ふくし課≫

○「坂出市人権尊重のまちづくり条例」により、すべての人が、人間らしく幸せに生きるための人権尊重社会の実現をめざし、人権啓発を推進します。

≪関係課：人権課≫

○障がい者差別解消法（平成 28 年 4 月施行）の円滑な施行に向けた検討を行います。

≪関係課：ふくし課≫

(2) 権利擁護の推進

【施策の展開】

○意思決定の困難な障がい者が財産管理や福祉サービスの利用等で困ることがないように、関係機関と連携し、成年後見制度等の利用支援を行います。

≪関係課：ふくし課≫

○坂出市障がい者虐待防止センター（平成 24 年 10 月設置）による虐待防止対策を実施するとともに、虐待通報の受理、虐待を受けた障がい者の保護、養護者への支援を行います。

≪関係課：ふくし課≫

○人権擁護委員による人権相談を継続して行います。

≪関係課：人権課≫

第5章 障がい福祉計画の推進

1 平成29年度の成果目標

施設入所者の地域生活への移行，福祉施設から一般就労への移行，地域生活支援拠点等の整備を進めるため，国の基本指針に即して，地域の実情に応じた目標値を設定します。

(1) 施設入所者の地域生活への移行

○国の基本指針

平成25年度末時点の施設入所者数の12%以上が地域生活へ移行することをめざすとともに，施設入所者数を平成25年度末時点から4%以上削減することを基本とする。

本市の平成25年度末時点の施設入所者数は，77人となり，国の基本指針に即して，平成29年度末までに，地域生活への移行者数の目標値を10人とします。また，平成29年度末時点の施設入所者数を73人として，4人削減することをめざします。

そのためには，施設入所者や関係者の意見を聴き，情報収集する中で個々の状況に応じて地域生活への移行を支援します。

項目	数値	考え方
平成25年度末時点の施設入所者数(A)	77人	平成25年度末時点の施設入所者数
【目標値】地域生活への移行	10人 ----- 12.9%	(A)のうち，平成29年度末までに， 地域生活への移行者数の目標値
平成29年度末時点の施設入所者数(B)	73人	平成29年度末時点の利用人員見込み
【目標値】施設入所者数の削減	4人 ----- 5.1%	削減見込み(A) - (B)

(2) 福祉施設から一般就労への移行

○国の基本指針

福祉施設から一般就労への移行者数を，平成 29 年度中に，平成 24 年度実績の 2 倍以上とすることを基本とする。

本市の平成 24 年度実績は 6 人，平成 25 年度実績は 4 人であり，第 4 期かがわ障がい者プランと整合を図るとともに，地域の実情にあわせて，平成 29 年度中に，福祉施設から一般就労への移行者数の目標値を 8 人とします。

本市の就労支援制度の活用や関係機関と連携して雇用・就労の推進に努めます。

項目	数値	考え方
平成 24 年度の一般就労への移行者数 (A)	6 人	平成 24 年度の一般就労への移行者数
【目標値】福祉施設から一般就労への移行者数 (B)	8 人	就労移行支援事業等を通じて，平成 29 年度中に，一般就労への移行者数の目標値
	1.3 倍	(B) / (A)

(3) 地域生活支援拠点等の整備（新規）

○国の基本指針

障がい者の地域での生活を支援する拠点等を，平成 29 年度末までに，各市町村または各圏域に少なくとも 1 つ整備することを基本とする。

地域生活支援拠点等の整備に当たっては，地域の状況を把握する中で地域自立支援協議会等を活用し，広域的な整備の在り方を検討します。

2 障がい福祉サービス等の見込量（活動指標）

障がい福祉サービスの見込量については、過去の実績や障がい者の利用ニーズ、サービス事業所の整備意向、国の基本指針等を勘案して設定しています。

①訪問系サービス

【居宅介護】

自宅で、入浴、排泄、食事の介護等を行います。

【重度訪問介護】

重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人（平成 26 年 4 月から対象者が重度の知的障がい者・精神障がい者に拡大される）に、自宅で、入浴、排泄、食事の介護、外出時における移動支援等を総合的に行います。

【同行援護】

視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います。

【行動援護】

自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。

【重度障がい者等包括支援】

介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。

■事業の見込量（1 か月当たり）

サービス名	単位	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
訪問系サービス (居宅介護, 重度訪問介護, 同行援護, 行動援護, 重度障がい者等包括支援)	実利用者数 (人)	86	88	93	95
	延利用時間 (時間)	1,650	1,690	2,080	2,120

※訪問系サービスの計画値は、サービスごとではなく、訪問系サービス全体の一括した数値を示しています。

■見込量確保のための方策

重度訪問介護の対象者の拡大やその他のサービス内容等の情報を十分に提供するとともに、障がい者やその家族の意向を聴き取り、必要なサービスを提供していきます。

②日中活動系サービス

【生活介護】

常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排泄、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。

【自立訓練（機能訓練／生活訓練）】

自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

【就労移行支援】

一般就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。

【就労継続支援（A型（雇用型）／B型（非雇用型））】

一般就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。

■事業の見込量（1か月当たり）

サービス名	単位	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
生活介護	実利用者数 (人)	120	121	122	123
自立訓練（機能訓練）	実利用者数 (人)	1	1	1	1
自立訓練（生活訓練）	実利用者数 (人)	1	1	2	2
就労移行支援	実利用者数 (人)	19	18	17	16
就労継続支援（A型）	実利用者数 (人)	9	10	11	12
就労継続支援（B型）	実利用者数 (人)	102	103	104	105

■見込量確保のための方策

就労移行支援や就労継続支援は、関係機関等と連携しながら、雇用促進に努めるとともに、自立した生活を支えることができるよう、工賃の確保にも留意していきます。

【療養介護】

医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護および日常生活の世話をを行います。

【短期入所（ショートステイ）】

自宅で介護する人が病気の場合等に、短期間、夜間も含め施設等で、入浴、排泄、食事の介護等を行います。

■事業の見込量（1か月当たり）

サービス名	単位	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
療養介護	実利用者数 (人)	16	16	16	16
短期入所（ショートステイ）	実利用者数 (人)	24	25	26	27

■見込量確保のための方策

短期入所は、利用希望者を把握するとともに、身近な地域で利用できるよう、事業所情報を提供していきます。

③居住系サービス

【共同生活援助（グループホーム）】

夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。

【施設入所支援（障がい者支援施設での夜間ケア等）】

施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排泄、食事の介護等を行います。

■事業の見込量（1か月当たり）

サービス名	単位	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
共同生活援助（グループホーム）	実利用者数 (人)	83	86	89	92
施設入所支援	実利用者数 (人)	74	74	73	73

■見込量確保のための方策

共同生活援助は、今後も需要が見込まれるため、事業所情報の提供、事業所へ拡充の促進を図り、生活の場の確保に努めていきます。

④相談支援

【計画相談支援】

障がい福祉サービスの申請前の相談や申請をするときの支援、サービス等利用計画の作成、サービス事業所との連絡調整等を行います。

【地域移行支援】

障がい者支援施設、精神科病院、児童福祉施設を利用する 18 歳以上の者等を対象として、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出の同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行います。

【地域定着支援】

居宅において単身で生活している障がい者等を対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。

■事業の見込量（1か月当たり）

サービス名	単位	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
計画相談支援	実利用者数 (人)	425	430	439	445
地域移行支援	実利用者数 (人)	1	1	2	2
地域定着支援	実利用者数 (人)	0	1	1	1

■見込量確保のための方策

相談支援事業所と連携しながら、計画相談支援等の推進に努めていきます。

⑤障がい児通所支援

【児童発達支援】

日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援を行います。

【放課後等デイサービス】

学校の授業終了後や学校の休校日に、児童発達支援センター等の施設に通い、生活能力向上のために必要な訓練や、社会との交流の促進等の支援を行います。

【障がい児相談支援】

障がい児が障がい児通所支援の申請前の相談や申請をするときの支援、障がい児支援利用計画の作成、サービス事業所との連絡調整等を行います。

■事業の見込量（1か月当たり）

サービス名	単位	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
児童発達支援	実利用者数 (人)	5	6	7	8
放課後等デイサービス	実利用者数 (人)	40	41	42	43
障がい児相談支援	実利用者数 (人)	54	56	58	60

■見込量確保のための方策

障がい児通所支援の内容等の情報を十分に提供するとともに、障がい児やその家族の意向を聴き取り、必要なサービスを提供していきます。



3 地域生活支援事業の見込量（活動指標）

地域生活支援事業は、障がい者（児）がその有する能力および適性に応じ、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を効率的・効果的に実施するものです。

（1）相談支援事業

①障がい者相談支援事業

障がい者本人や障がい児の保護者、あるいは障がい者等の介護者からの相談に応じ、情報の提供および助言、その他の障がい福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止およびその早期発見のための関係機関との連絡調整等、権利擁護のために必要な援助を行います。

②地域自立支援協議会

市町村が、相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉に関するシステムづくりに関して、中核的な役割を果たす協議の場として設置します。

（2）成年後見制度利用支援事業

障がい福祉サービス利用の観点から、成年後見制度利用が有効と認められる人に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、これらの障がい者の権利擁護を図ります。

■事業の見込量（年間）

サービス名		単位	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
相談支援 事業	障がい者相談 支援事業	実施か所数 (か所)	11	11	11	11
	地域自立支援 協議会	設置か所数 (か所)	1	1	1	1
成年後見制度利用支援事業		実利用者数 (人)	1	1	1	1

■見込量確保のための方策

障がい者相談支援事業は、平成 26 年度から相談支援事業所が 1 か所増えて、11 か所となり、今後も引き続き、地域自立支援協議会等と連携しながら、相談支援事業の推進に努めていきます。

(3) 意思疎通支援事業

意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に対して、手話通訳者、要約筆記奉仕員を派遣する事業や、手話通訳者を設置する事業等を実施し、他者との意思疎通の仲介を行うサービスです。

■事業の見込量（年間）

サービス名	単位	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
手話通訳者・要約筆記奉仕員派遣事業	実利用者数 (人)	9	9	10	10

■見込量確保のための方策

手話通訳者をふくし課窓口に継続して設置し、制度の周知や情報提供を行うとともに、意思疎通支援事業の推進に努めていきます。

(4) 日常生活用具購入費給付事業

重度障がい者等に対して、身体介護を支援する介護訓練支援用具、入浴・食事等の自立生活を支援する自立支援用具、ストマ用装具等の排泄管理を支援する排泄管理支援用具等の快適な日常生活を支援するための用具を給付することにより、日常生活の便宜を図ります。

■事業の見込量（年間）

サービス名	単位	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
介護訓練支援用具	給付件数 (件)	5	5	5	5
自立生活支援用具	給付件数 (件)	13	13	13	13
在宅療養等支援用具	給付件数 (件)	7	7	7	7
情報・意思疎通支援用具	給付件数 (件)	13	13	13	13
排泄管理支援用具	給付件数 (件)	1,450	1,450	1,460	1,460
住宅改修費	給付件数 (件)	2	2	2	2

■見込量確保のための方策

相談支援事業所等の関係機関と連携しながら、制度の周知に努めていきます。

(5) 手話奉仕員養成研修事業

手話奉仕員を養成することにより、聴覚障がい者等の福祉の増進および社会参加の促進を図ります。

■事業の見込量（年間）

サービス名	単位	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
手話奉仕員養成研修事業	実利用者数 (人)	2	2	2	2

■見込量確保のための方策

平成 26 年度から実施している手話奉仕員養成研修事業の周知・啓発に努めていきます。

(6) 移動支援事業

円滑に外出できるよう移動を支援し、地域における自立した生活や余暇活動等への社会参加を促進します。

■事業の見込量（年間）

サービス名	単位	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
移動支援事業	延利用時間 (時間)	8,400	8,500	8,600	8,700

■見込量確保のための方策

相談支援事業所等の関係機関と連携しながら、制度の周知に努めていきます。

(7) 地域活動支援センター機能強化事業

地域活動支援センターⅠ型：精神保健福祉士等の専門職員を配置し、地域で生活する精神障がい者等の日中活動の場を提供するとともに、障がいに対する普及啓発等の事業を実施します。

地域活動支援センターⅡ型：地域において雇用・就労が困難な在宅で生活する身体障がい者等に機能訓練，社会適応訓練，入浴等のサービスを提供します。

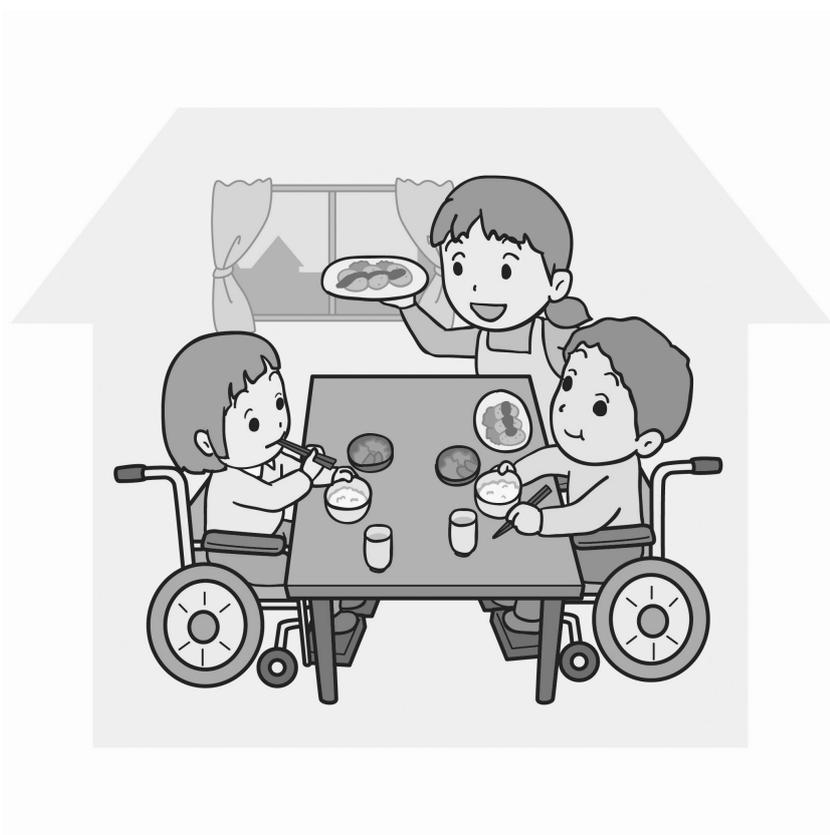
地域活動支援センターⅢ型：地域の障がい者団体等が通所による援護事業を実施します。

■事業の見込量（年間）

サービス名	単位	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
地域活動支援センターⅠ型	実施か所数 (か所)	5	5	5	5
地域活動支援センターⅡ型	実施か所数 (か所)	2	2	2	2
地域活動支援センターⅢ型	実施か所数 (か所)	2	2	2	2

■見込量確保のための方策

地域活動支援センターⅢ型は、平成 26 年度から 1 か所増えて、2 か所になり、今後も引き続き、地域活動支援センター機能強化事業の継続に努めていきます。



第6章 計画の推進

1 計画の推進体制

(1) 庁内関係各課との連携

障がい者に対する施策は、福祉分野にとどまらず、保健、医療、教育、住宅、交通、情報等、広範な分野にわたるため、ふくし課が中心となり、庁内関係各課との相互連携を図りながら、計画を推進します。

(2) 関係機関との連携

計画の実施にあたっては、ハローワークや特別支援学校、国や県の関係機関、大学等の研究機関、また、障がい者団体、社会福祉協議会、医師会、ボランティア団体、民生委員・児童委員等と連携するとともに、施設の広域利用等、近隣市町とも連携を図りながら、円滑な事業の実施に努めます。

また、地域自立支援協議会による地域の関係機関とのネットワークを活用し、計画の実現に向けた協議等を行います。

(3) 地域福祉の推進

障がい者に対する各種施策を推進していくためには、障がい者団体をはじめ、ボランティア団体、民生委員・児童委員等、多くの関係団体や地域住民の協力が必要となります。そのため、障がい者・ボランティア等を含めた地域住民の福祉の推進体制（ネットワーク）を強化します。

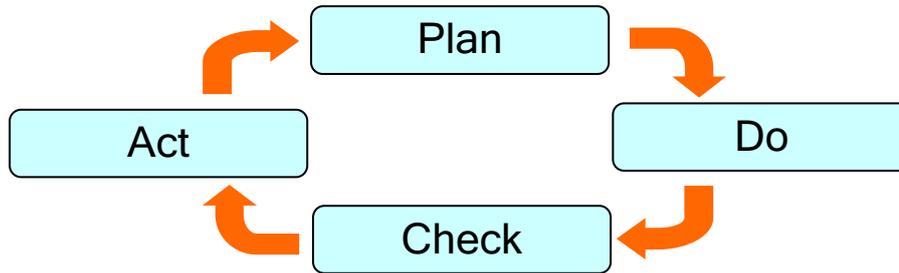
2 計画の点検・評価および改善

(1) 点検・評価の方針

障がい者総合支援法においては、計画に定める事項について、定期的に調査、分析および評価を行い、必要があると認めるときは、計画を変更することその他の必要な措置を講じることと規定し、計画に「PDCAサイクル」を導入することを定めています。

「PDCAサイクル」とは、様々な分野・領域における品質改善や業務改善等に広く活用されているマネジメント手法で、「計画（Plan）」「実行（Do）」「評価（Check）」「改善（Act）」のプロセスを順に実施していくものです。

PDCAサイクルのイメージ



計画 (Plan)	目標を設定し、目標達成に向けた活動を立案する
実行 (Do)	計画に基づき、活動を実行する
評価 (Check)	活動を実施した結果を把握・分析し、考察する(学ぶ)
改善 (Act)	考察に基づき、計画の目標、活動等を見直しする

本計画においては、「施設入所者の地域生活への移行」等の目標値を「成果目標」とし、障がい福祉サービスの見込量を「活動指標」としてしています。

国の基本指針では、

- ①成果目標については、少なくとも1年ごとの評価を行うこととする。
- ②障がい福祉サービス等の利用実績（活動指標）については、毎月の利用者数や利用時間、利用日数が把握できることから、評価は、より高い頻回で行うことが望ましい。

としています。

このため、本計画については、「PDCAサイクル」のプロセスを実施し、成果目標の達成状況等について、毎年度点検・評価を行い、必要があると認めるときは、計画の変更や事業の見直し等の措置を講じていきます。

また、点検・評価および改善に当たっては、県、近隣市町等との連携を図るとともに、地域自立支援協議会等を活用することにより、関係者の意見を聴く中で検討を行っていきます。

(2) 点検・評価結果の公表

毎年度の点検・評価の結果および見直しの内容等については、市のホームページ等で公表します。

資料編

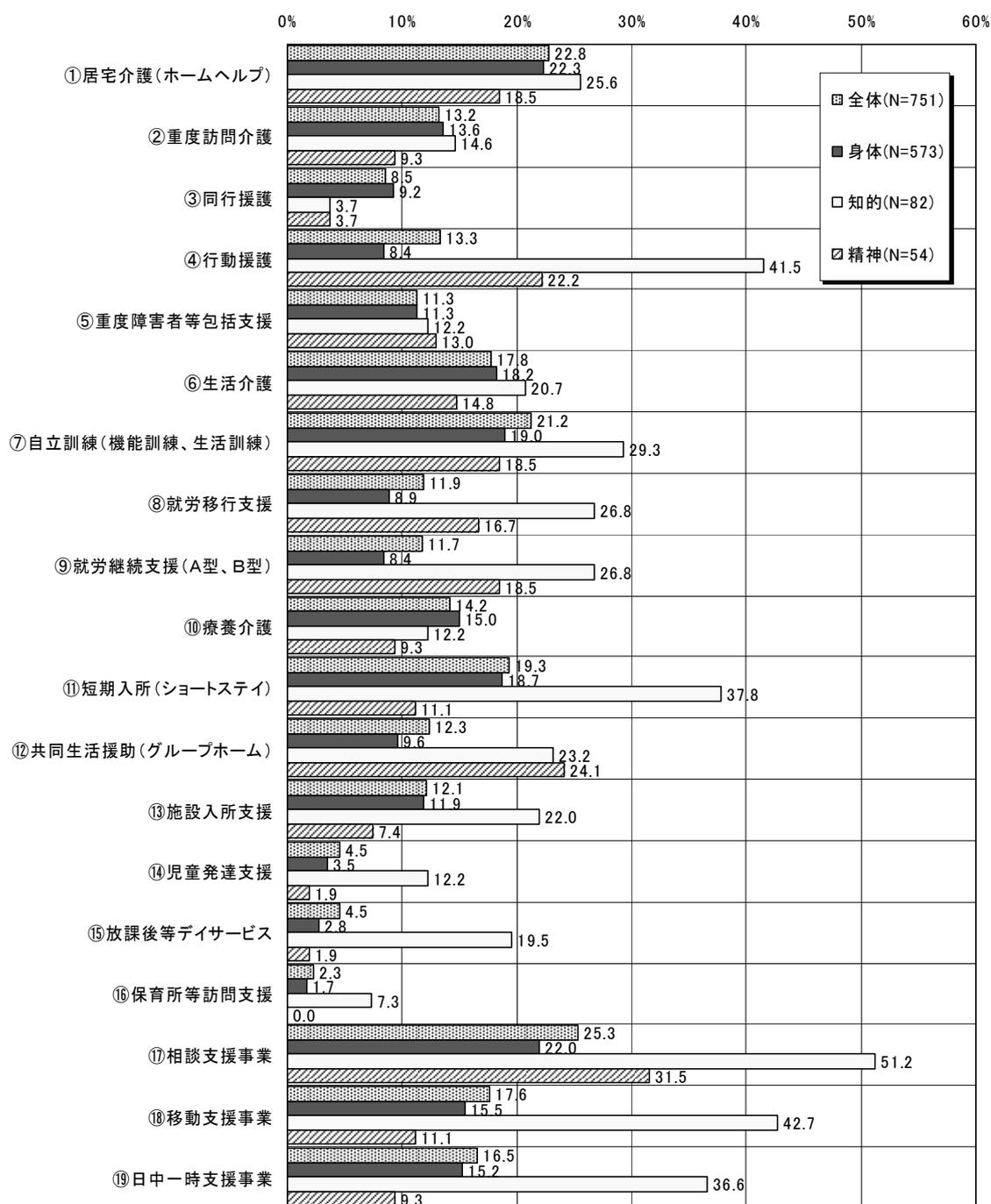
- 1 アンケート調査結果（抜粋）
- 2 ヒアリング調査結果（抜粋）
- 3 計画策定経過
- 4 坂出市障がい者福祉計画および第4期障がい福祉計画について（提言）
- 5 坂出市障がい者福祉計画および第4期障がい福祉計画策定協議会設置要綱
- 6 坂出市障がい者福祉計画および第4期障がい福祉計画策定協議会委員名簿
- 7 用語解説
- 8 相談・支援窓口一覧



1 アンケート調査結果（抜粋）

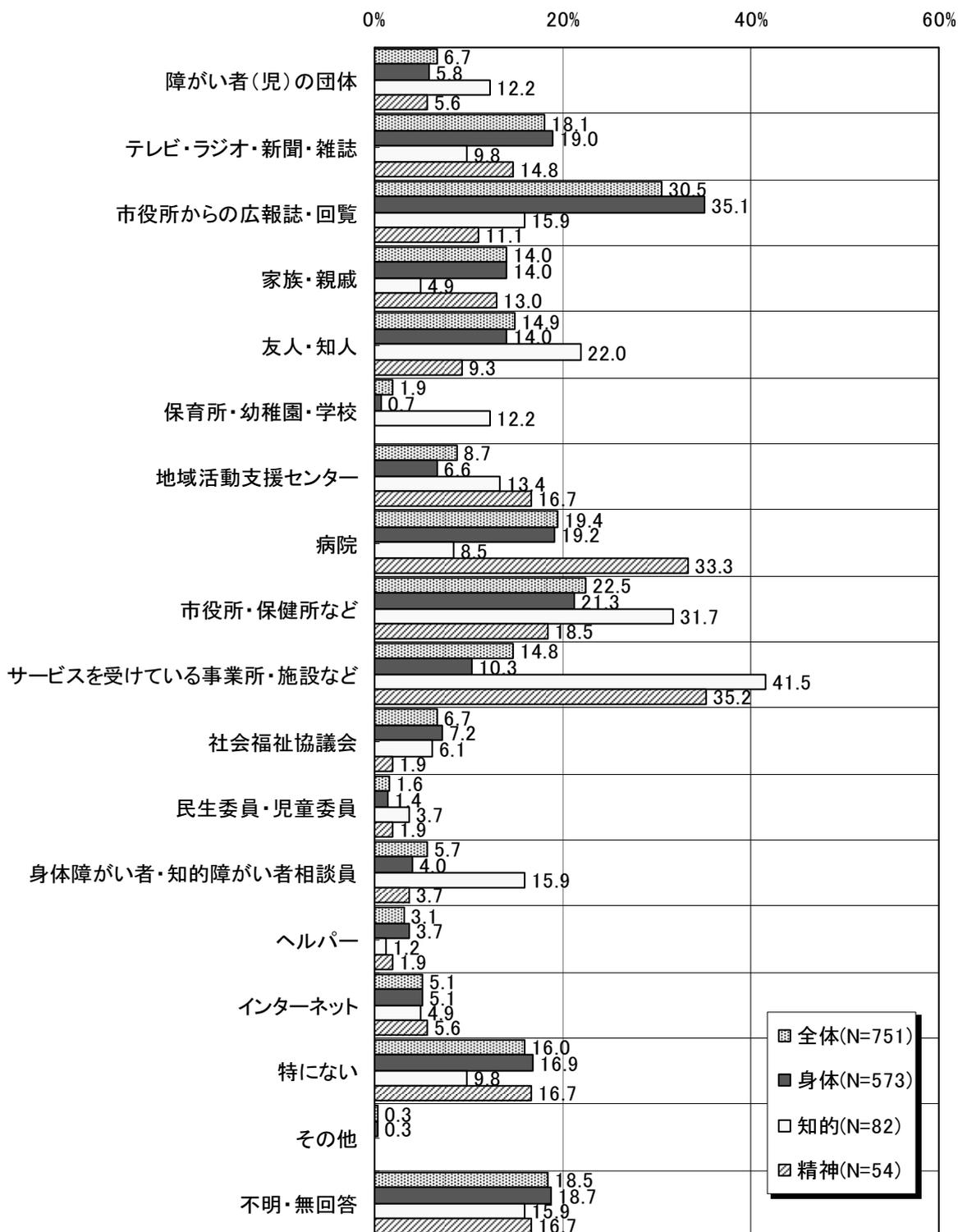
（1）今後利用したい障がい福祉サービス等（複数回答）

今後利用したいサービスとしては、身体障がい者は「①居宅介護（ホームヘルプ）」「⑰相談支援事業」 「⑦自立訓練（機能訓練，生活訓練），知的障がい者は「⑰相談支援事業」 「⑱移動支援事業」 「④行動援護」，精神障がい者は「⑰相談支援事業」 「⑫共同生活援助（グループホーム）」 「④行動援護」が多い。



(2) サービスに関する情報の入手先（主なもの5つまで回答）

サービスの情報入手先としては、身体障がい者では「市役所からの広報誌・回覧」，「市役所・保健所など」，知的障がい者では「サービスを受けている事業所・施設など」「市役所・保健所など」，精神障がい者では「サービスを受けている事業所・施設など」，「病院」が多くなっている。

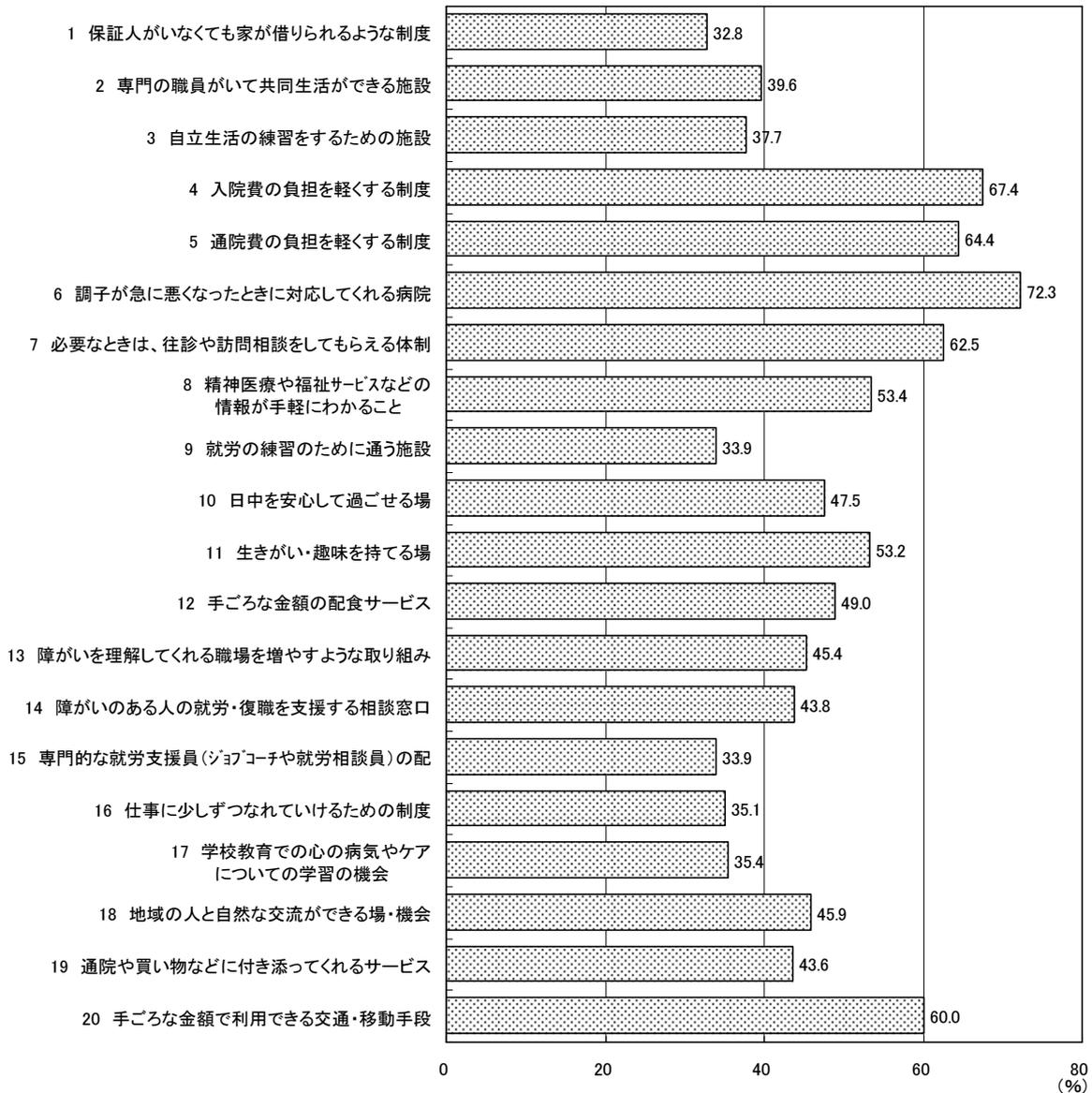


(3) 生活しやすくするために必要な制度・サービス（複数回答）

■身体障がい者

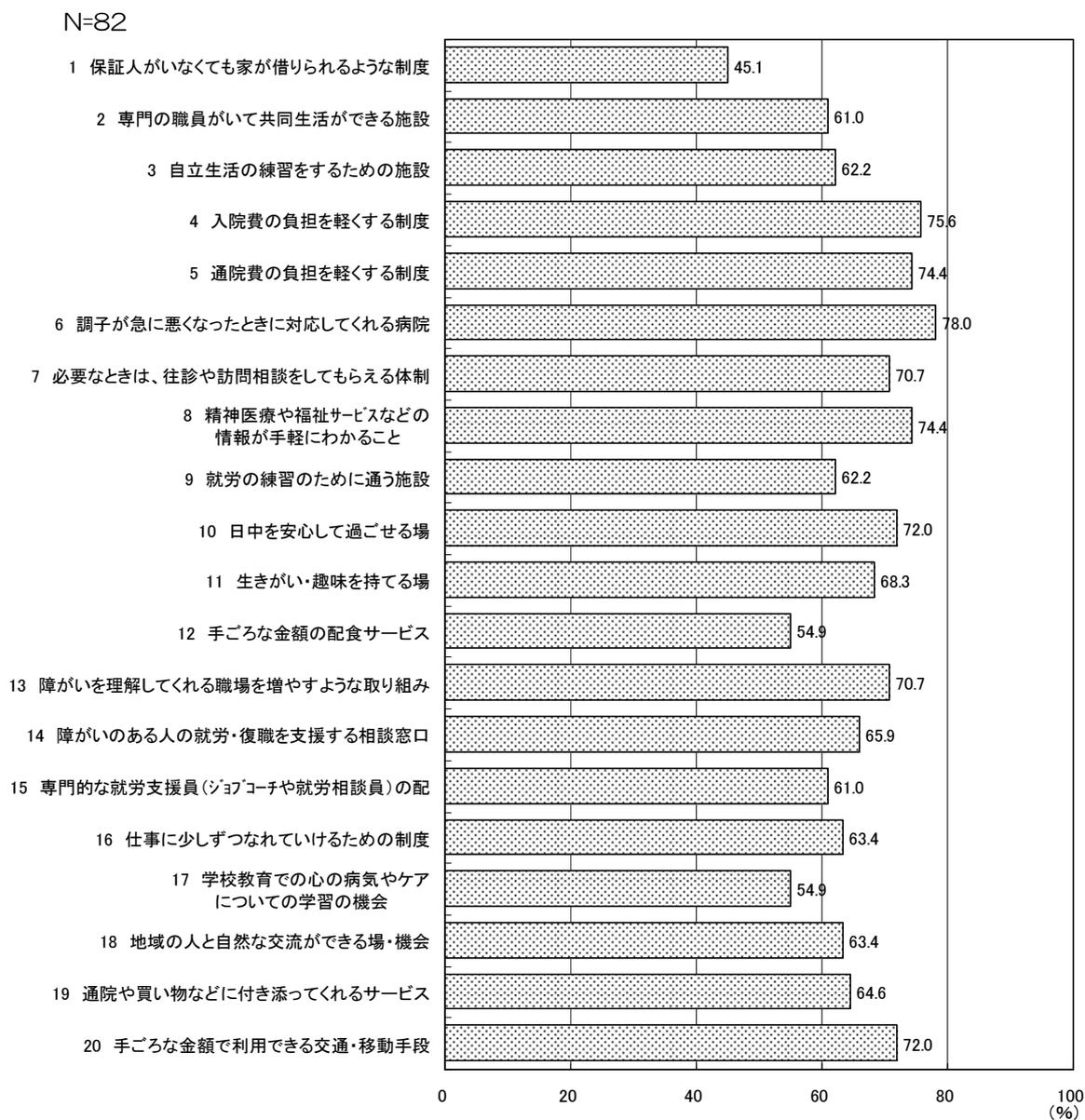
必要と回答した内容は、身体障がい者では「6 調子が急に悪くなったときに対応してくれる病院」「4 入院費の負担を軽くする制度」「5 通院費の負担を軽くする制度」が多い。

N=573



■知的障がい者

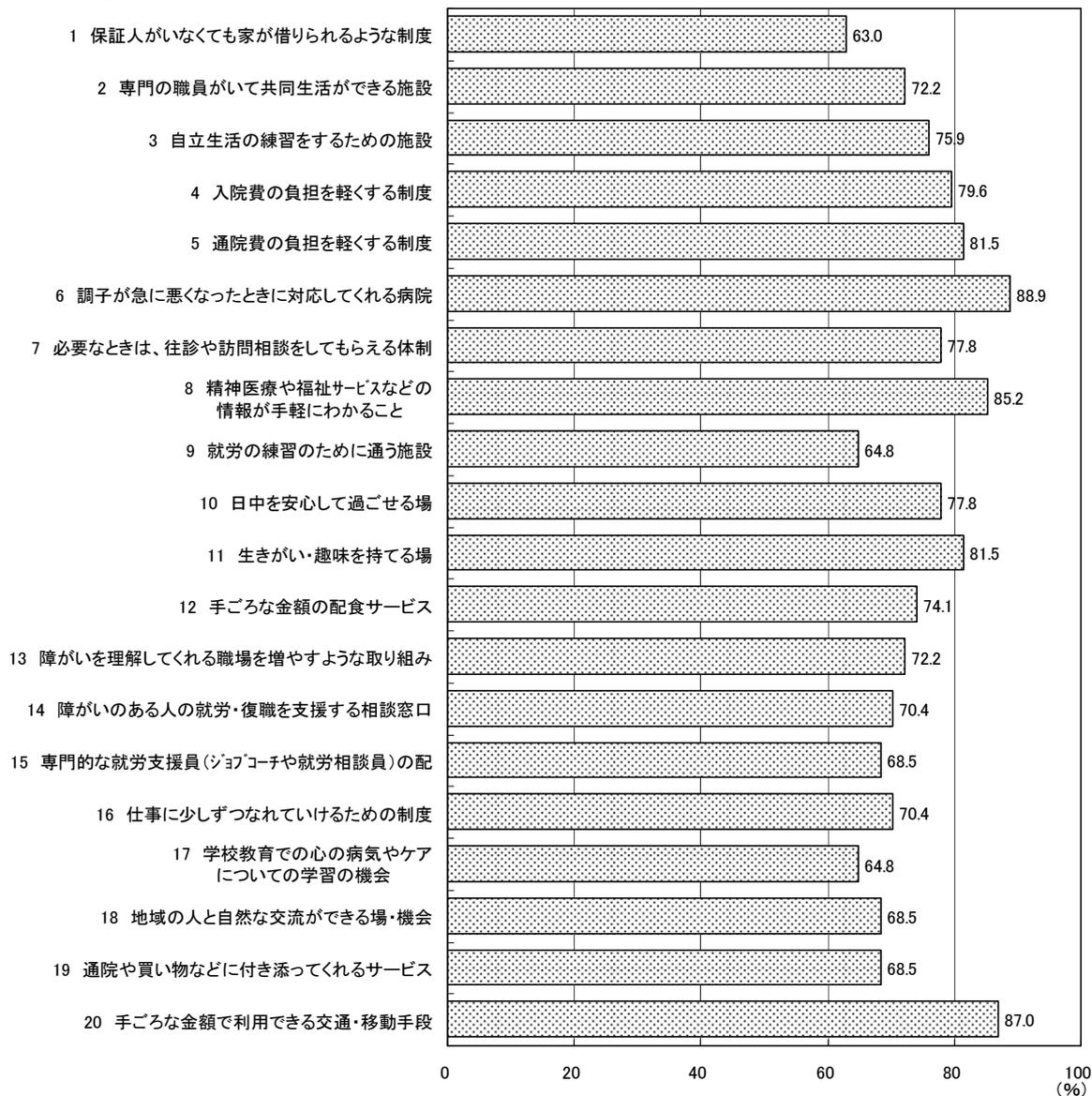
必要と回答した内容は、知的障がい者では「6 調子が急に悪くなったときに対応してくれる病院」「4 入院費の負担を軽くする制度」が多い。



■精神障がい者

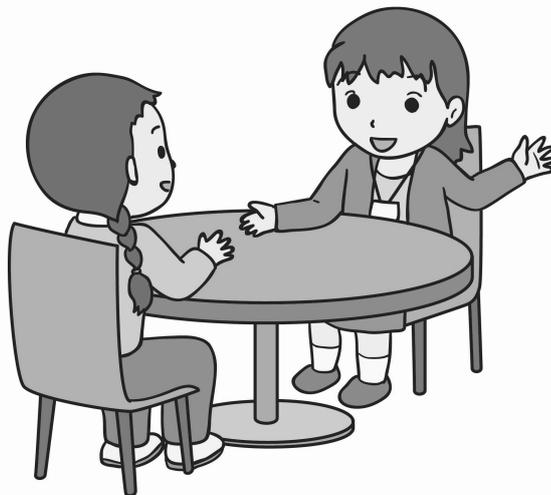
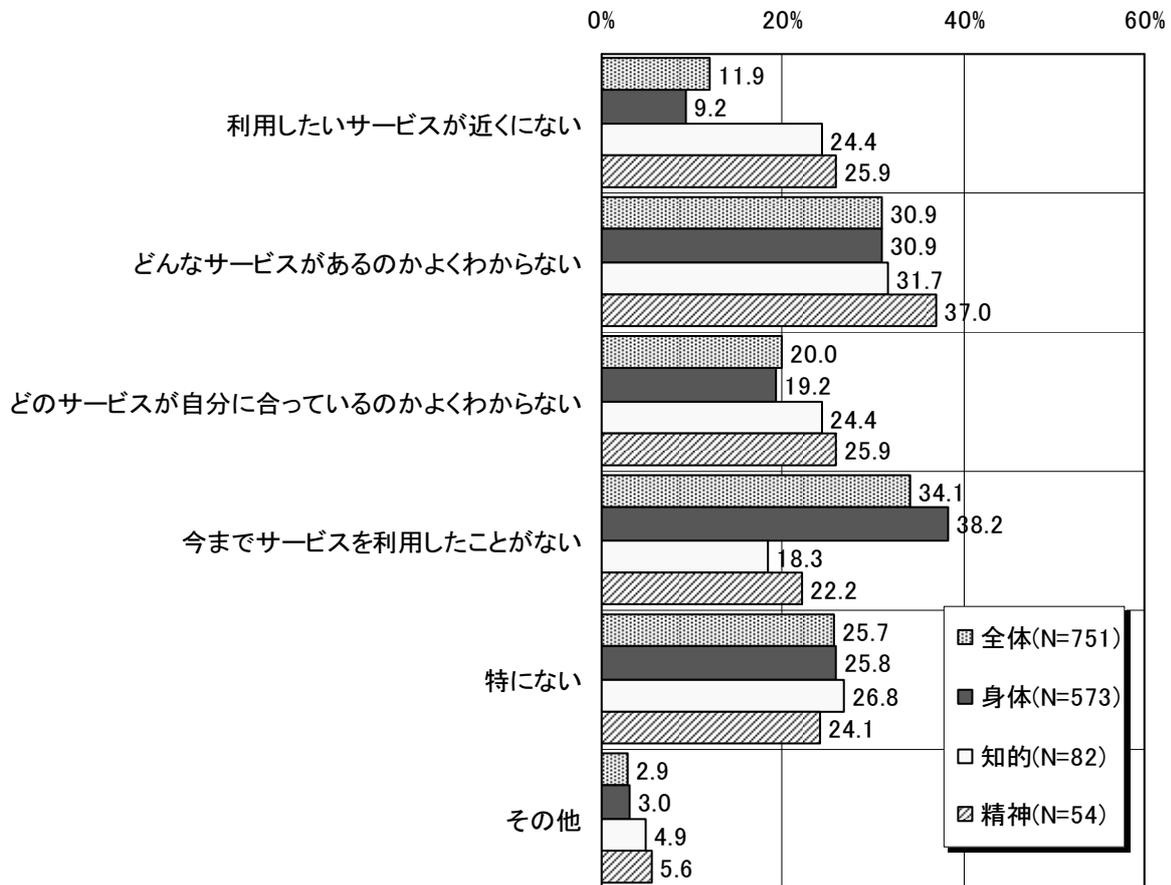
必要と回答した内容は、精神障がい者では「6 調子が急に悪くなったときに対応してくれる病院」「8 精神医療や福祉サービス等の情報が手軽にわかること」が多い。

N=54



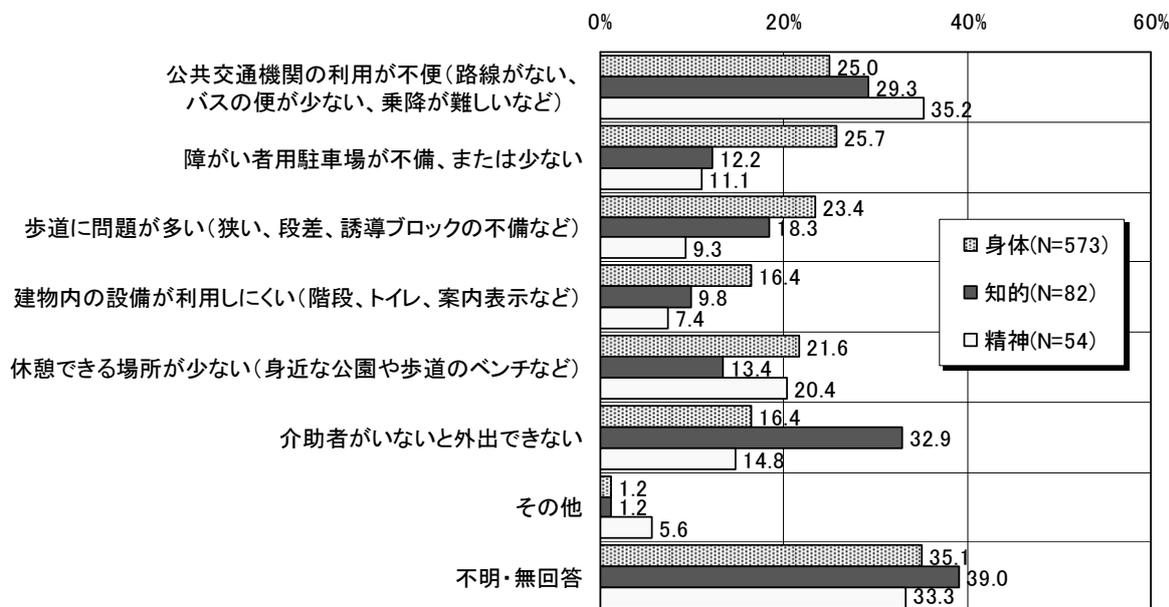
(4) サービスの利用について、不満や困ったこと（複数回答）

サービスの利用について、不満や困ったこととしては、サービスを利用したことがある人では、いずれも「どんなサービスがあるのかよくわからない」が最も多い。



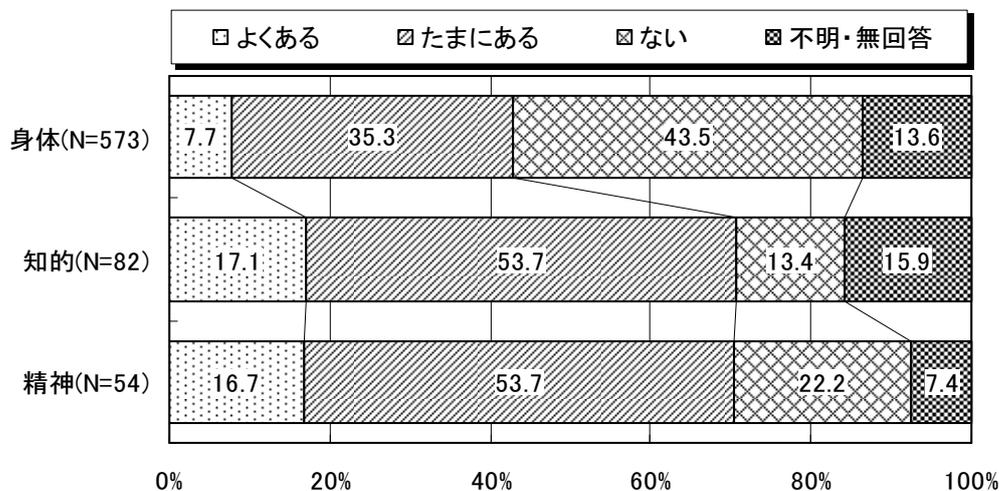
(5) 外出のとき不便に感じたり困ること（複数回答）

外出のとき不便に感じたり困ることとしては、身体障がい者は「障がい者用駐車場が不備、または少ない」、知的障がい者は「介助者がいないと外出できない」、精神障がい者は「公共交通機関の利用が不便（路線がない、バスの便が少ない、乗降が難しいなど）」がそれぞれ最も多い。



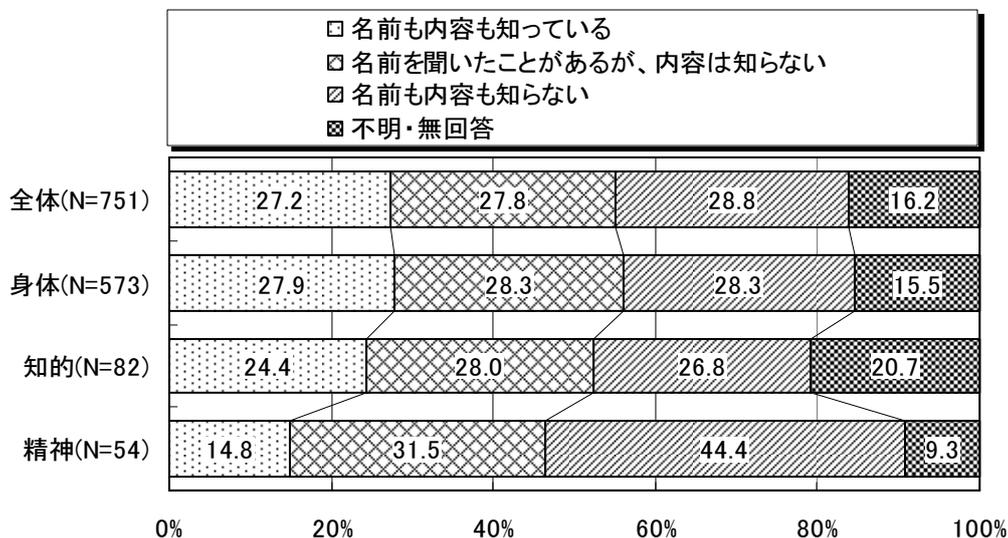
(6) 障がいがあることで差別や嫌な思いをする(した)こと

差別や嫌な思いをした経験について、「よくある」と「たまにある」を合わせた割合は、身体障がい者 43.0%、知的障がい者 70.8%、精神障がい者 70.4%である。



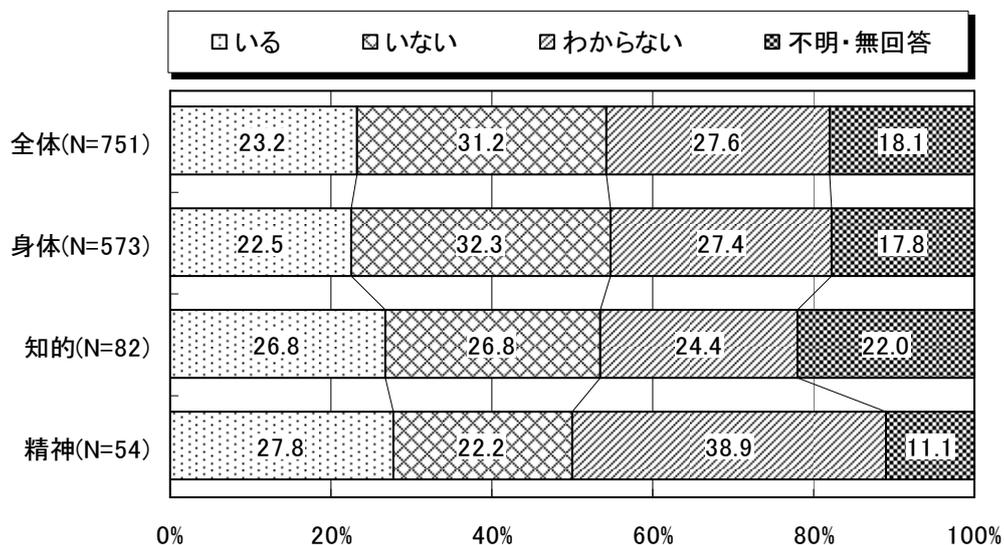
(7) 成年後見制度の認知度

成年後見制度について「名前も内容も知っている」と回答した人は、身体障がい者 27.9%、知的障がい者 24.4%、精神障がい者 14.8%である。



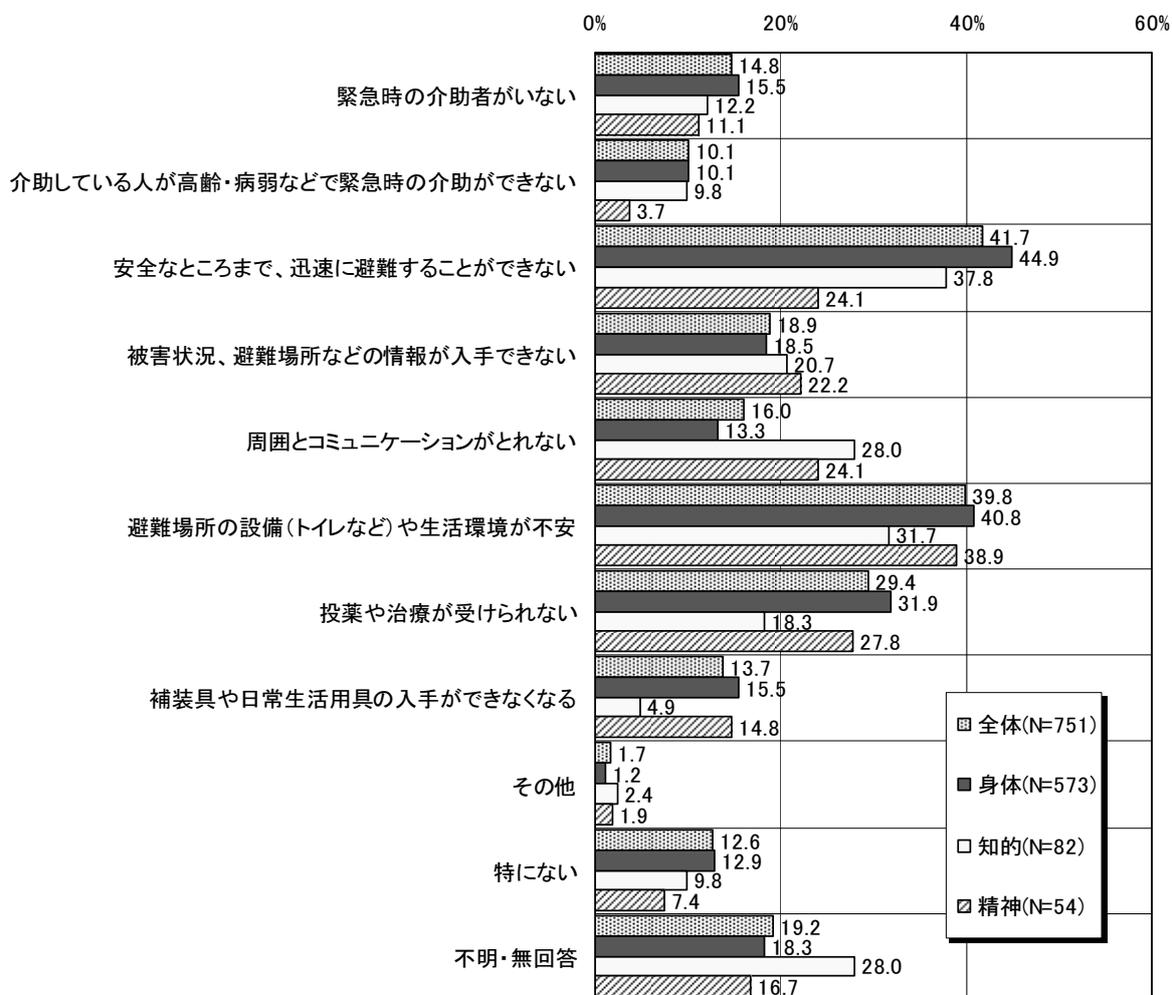
(8) 災害時に家族が不在の場合や一人暮らしの場合の近所の支援者

災害発生時に近所に助けてくれる人がいるかどうかについて、「いる」と回答した人は、身体障がい者 22.5%、知的障がい者 26.8%、精神障がい者 27.8%である。



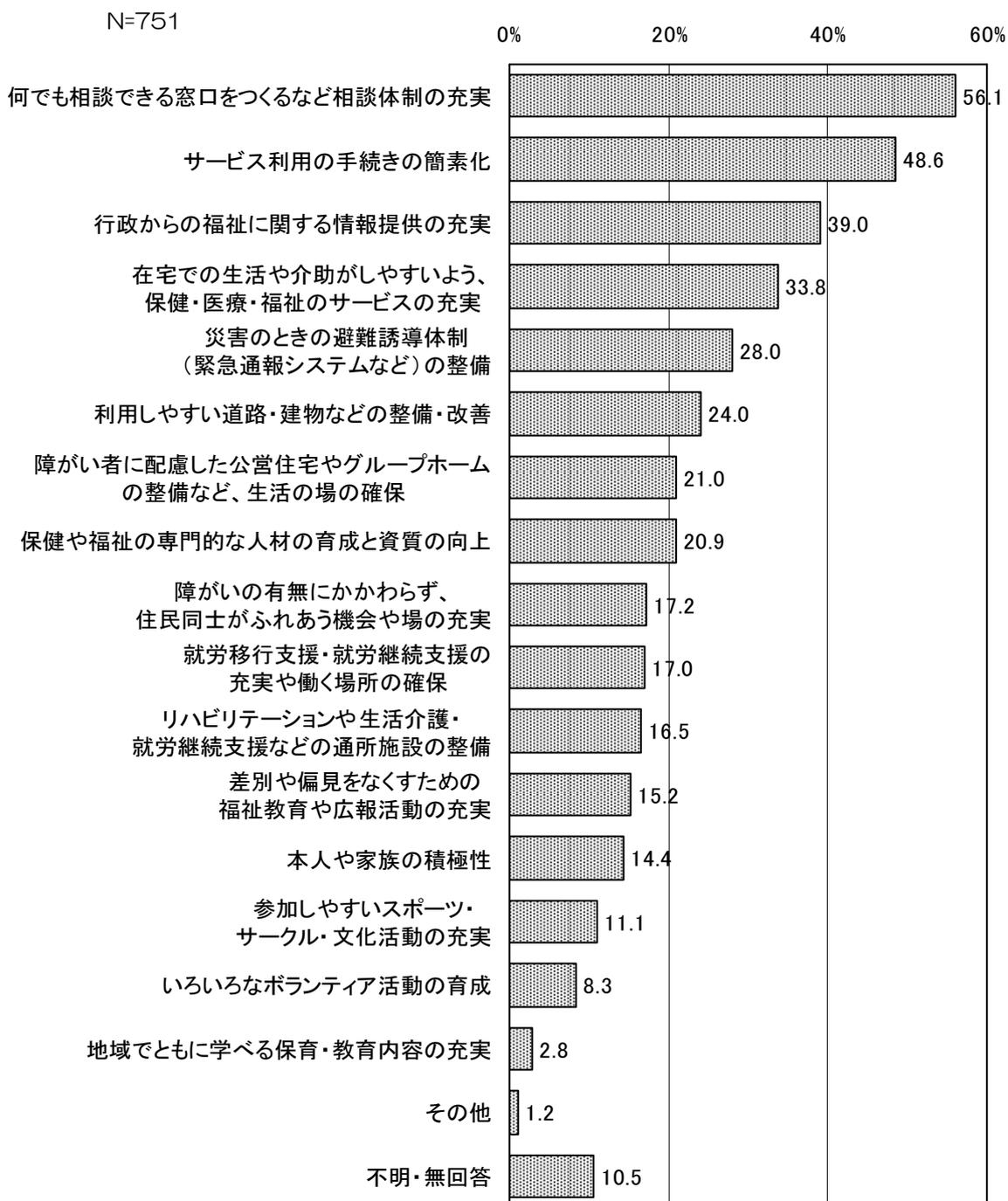
(9) 災害時に困ること(複数回答)

災害時に困ることとしては、身体障がい者および知的障がい者では「安全なところまで、迅速に避難することができない」、精神障がい者では「避難場所の設備(トイレなど)や生活環境が不安」がそれぞれ最も多い。



(10) 障がいのある人にとって住みよいまちをつくるために必要なこと (主なもの5つまで回答)

障がいのある人にとって住みよいまちをつくるために必要なこととしては、3障がい全体では「何でも相談できる窓口をつくるなど相談体制の充実」が最も多く、次いで「サービス利用の手続きの簡素化」「行政からの福祉に関する情報提供の充実」の順となっている。



2 ヒアリング調査結果（抜粋）

（１）啓発・広報・交流に関する意見

坂出市身体障がい者団体連合会	・個人情報保護法があるため、団体への入会を勧めることができない
坂出市手をつなぐ育成会	・「坂出市友愛のつどい」による障がい者や地域のふれ合いの場がある ・知的障がい者への通知を分かりやすく配慮してほしい
坂出市精神障がい者家族会	・家族会での研修会や地域との交流を進めている ・家族同士の啓発のため、月1回四国学院大学で勉強会を開催している ・家族間のピア相談を実施している

（２）生活支援に関する意見

坂出市身体障がい者団体連合会	・障がい者の就労支援を要望する
坂出市手をつなぐ育成会	・療育手帳が取得できない、障がいの判定に地域差があるのではないかと ・住宅補助がない
坂出市精神障がい者家族会	・他団体との差異は運賃の割引がない

（３）生活環境に関する意見

坂出市身体障がい者団体連合会	・車椅子や杖を利用する人が多くなったので、歩道のバリアフリーを望む
坂出市手をつなぐ育成会	・災害時の身の守り方を教えたい ・体力づくりが必要
坂出市精神障がい者家族会	・災害時の障がい者に対する支援は、市においてできていない

（４）教育・育成に関する意見

坂出市身体障がい者団体連合会	・坂出市独自の障がい者専用のスポーツ施設を希望する
坂出市精神障がい者家族会	・一般の学校教育において障がいについての学習ができていない

(5) 雇用・就業に関する意見

坂出市身体障がい者団体連合会	・障がい者の就労支援を要望する
坂出市手をつなぐ育成会	・知的障がい者が就労できる職場（仕事）が少ない
坂出市精神障害者家族会	・行政において障がい者の雇用対策を推進することが必要

(6) 保健・医療に関する意見

坂出市身体障がい者団体連合会	・後期高齢者医療の医療費支払いを償還払いから現物給付にしてほしい
坂出市手をつなぐ育成会	・歯科や婦人科等の病院受診に困る ・医師や看護師の障がい者への理解が必要
坂出市精神障害者家族会	・坂出市の精神障がい者の医療の場は広がっている

(7) 情報・コミュニケーションに関する意見

坂出市身体障がい者団体連合会	・個人情報保護法がネックで、情報提供やコミュニケーションを取ることができない
坂出市手をつなぐ育成会	・手をつなぐ育成会の月例会での情報交換や市担当者より情報提供がある
坂出市精神障害者家族会	・市から流れる情報を個々に対して周知徹底することは困難
中讃聴覚障害者協会	・手話が言語として確立されるために「言語の5つの権利」が必要 ①手話を獲得する ②手話で学ぶ ③手話を学ぶ ④手話を使う ⑤手話を守る ・市役所、病院の受付、デパート、消防局、警察署に手話通訳を設置してほしい

(8) 行政に関する意見

坂出市手をつなぐ育成会	<ul style="list-style-type: none">・市窓口で気軽に相談できる・サービス等利用計画の完全実施・本人の自己決定の実現・関係機関の連携に取り組んでほしい
坂出市精神障害者家族会	<ul style="list-style-type: none">・同一障がい、または異なった障がい者間の交流が行われているか疑問・小さな施設でも意見が言えるような参画できる場が必要・意見交換の場が多いほど、より良いものになると考える



3 計画策定経過

年月日	内 容
平成 26 年 8月21日～9月10日 8月21日 8月22日～9月3日 9月17日 9月18日 10月24日 11月20日 12月18日	事業所調査・団体ヒアリング調査の実施 第1回坂出市障がい者福祉計画および第4期障がい福祉計画策定協議会の開催 アンケート調査の実施 障がい者団体ヒアリング懇談会の実施 庁内ヒアリング調査の実施 第2回坂出市障がい者福祉計画および第4期障がい福祉計画策定協議会の開催 第3回坂出市障がい者福祉計画および第4期障がい福祉計画策定協議会の開催 第4回坂出市障がい者福祉計画および第4期障がい福祉計画策定協議会の開催 市長へ「坂出市障がい者福祉計画および第4期障がい福祉計画」に関する提言の提出
平成 27 年 1月6日～2月5日	坂出市障がい者福祉計画および第4期障がい福祉計画（案）についてのパブリックコメント（意見公募）を実施

4 坂出市障がい者福祉計画および第4期障がい福祉計画について（提言）

平成26年12月18日

坂出市長 綾 宏 殿

坂出市障がい者福祉計画および
第4期障がい福祉計画策定協議会
会 長 富 島 喜 揮

坂出市障がい者福祉計画および第4期障がい福祉計画について（提言）

策定協議会委員一同は、坂出市障がい者福祉計画および第4期障がい福祉計画の策定について、平成26年8月21日より慎重に検討を重ねてまいりました。

ここに、本計画の案をとりまとめましたので、下記の意見を付して、提言いたします。

記

1. 障がいの有無にかかわらず、誰もが個人として尊重されるよう、個別分野の施策の展開に当たっては、本市の基本理念「住み慣れた地域で共に豊かに安心してすごせるまち さかいで」と、3つの基本目標「地域生活のための支援の推進」「地域福祉の推進」「社会的障壁の除去」の実現に努めること。
2. 計画の目標を達成していくために、利用者を中心に、関係機関と相互連携を図り、総合的かつ計画的に施策を推進するとともに、定期的な点検・評価に努めること。
3. 身近に相談でき、関係機関につなぎ地域生活を支えるマンパワーが重要となることから、行政や地域におけるマンパワーの確保が必要である。さらに、専門職等の関係機関の連携により、相談支援体制を充実するとともに、各種の障がい者福祉施策や相談窓口・支援体制について、十分な周知に努めること。

5 坂出市障がい者福祉計画および第4期障がい福祉計画策定協議会設置要綱

(設置)

第1条 障がい者基本法(昭和45年法律第84号)に基づき、坂出市障がい者福祉計画を見直し、および障がい者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に基づき、第4期障がい福祉計画の策定業務を行うため、坂出市障がい者福祉計画および第4期障がい福祉計画策定協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 坂出市障がい者福祉計画および第4期障がい福祉計画の策定に関すること。

(2) その他協議会の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、学識経験者、関係団体代表者、公募により選出された者、関係行政機関の職員等をもって構成し、市長が委嘱し、または任命する。

3 前項の公募の手続は、市長が別に定める。

4 委員が欠けたときは、後任の委員を補充することができる。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、第1条に定める目的が達成されたときまでとする。

(会長)

第5条 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総括し、協議会を代表する。

3 会長に事故あるときまたは会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 協議会において必要があると認めるときは、関係者に対し、会議への出席を求め、意見または資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、福祉事務所ふくし課において行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成 26 年 5 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱は、協議会の目的が達成されたときにその効力を失う。
- 3 この要綱による最初の協議会の会議は、第 6 条第 1 項の規定にかかわらず、市長が招集する。

6 坂出市障がい者福祉計画および第4期障がい福祉計画策定協議会委員名簿

番号	区 分	所 属 団 体	氏 名	備考
1	学識経験者	四国学院大学	富 島 喜 揮	会長
2	〃	坂出市医師会	都 寄 和 美	
3	〃	坂出市歯科医師会	八 木 宏 暢	
4	関係団体	坂出市連合自治会	浜 田 英 雄	
5	〃	坂出市婦人団体連絡協議会	多田羅 廣 子	
6	〃	坂出市民生児童委員協議会連合会	入 江 正 憲	
7	〃	坂出市社会福祉協議会	横 田 浩 基	
8	〃	坂出市身体障がい者団体連合会	笹 川 義 幸	
9	〃	坂出市手をつなぐ育成会	大 林 セ ツ	
10	〃	坂出市精神障害者家族会	河 崎 春 海	
11	関係機関	障害者生活支援センターピア（身体）	清 廣 百合江	
12	〃	香川県ふじみ園相談支援センター（知的）	辻 村 令 子	
13	〃	相談支援事業所わかたけ（精神）	藤 本 美 幸	
14	〃	香川県中讃保健福祉事務所	中 澄 夫	
15	〃	坂出公共職業安定所	片 岡 千 晶	
16	公募委員	市民代表	和 泉 千 代	
17	行 政	坂出市副市長	加 藤 悟 史	
18	〃	坂出市教育長	三 好 康 弘	

7 用語解説

あ

アクセシビリティ

情報やサービス、ソフトウェア等が、どの程度広汎な人に利用可能であることをあらわす用語。利用のしやすさ。

アスペルガー症候群

発達障がい的一种で、知能と言語の発達は保たれているが、対人関係の障がい、コミュニケーションの障がいおよび行動と興味の範囲が限局的で常同的であることを特徴としている。

か

学習障がい (LD)

基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する、または推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指す。原因として、中枢神経系に何らかの機能障がいがあると推定される。Learning Disabilities を訳した教育上の用語。

ケアマネジメント

援助を必要とする人に対し、保健・医療・福祉等、様々な社会資源を活用したケアプランを作成し、適切なサービスを行うこと。

権利擁護

自己の権利を表明することが困難な寝たきりの高齢者や、認知症の高齢者、障がい者の権利やニーズ表明を支援し代弁すること。

高次脳機能障がい

頭部外傷、脳血管障がい等による脳の損傷の後遺症として、記憶障がい、注意障がい、遂行機能障がい、社会的行動障がい等の認知障がいが生じ、これに起因して、日常生活または社会生活への適応が困難になる障がい。

さ

自閉症

脳機能になんらかの質的な障がいがあると考えられ、「人間関係を作ることが苦手」「コミュニケーションの取りにくさ」「特定のものへのこだわりや想像力の乏しさ」といった共通の特徴があり、通常3歳位までに症状が現れる。

手話奉仕員

所定の講習を受けて手話の技術を習得し、言語・聴覚障がい者のために手話通訳を行う人。

障がい者基本法

障がい者のための施策の基本となる事項を定めた法律。昭和45年に「心身障がい者対策基本法」として制定され、平成5年に「障がい者基本法」として全面的に改正される。この際、障がい者とは、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者と定義される。また、平成16年、平成23年に一部改正が行われている。

障がい者週間

従来、国際障がい者年を記念し、障がい者問題について国民の理解と認識をさらに深め、障がい者福祉の増進を図るため12月9日を「障がい者の日」として定めていたが、平成16年の「障がい者基本法」改正により毎年12月3日から9日までの1週間が「障がい者週間」と定められる。

障がい者総合支援法

「障がい者自立支援法」(平成17年法律第123号)の一部が改正され、「障がい者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律」(通称「障がい者総合支援法」)に改題されたもの。正式名称は「地域社会における共生の実現に向けて新たな障がい保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律(平成24年法律第51号)」。施行日は平成25年4月1日。

障がい者の権利に関する条約

2006年12月、国連総会において採択され、障がい者の固有の尊厳、個人の自律および自立、差別されないこと、社会への参加等を一般原則として規定し、障がい者に保障されるべき個々の人権および基本的自由について定めた上で、この人権および基本的自由を確保し、促進するための措置を締約国がとること等を定めている。

自立支援医療

心身の障がいの状態の軽減を図り、自立した日常生活または社会生活を営むために必要な医療で、具体的には、育成医療、更生医療、精神通院医療で構成されている。

身体障がい

先天的あるいは後天的な理由（疾病や事故等）で身体の一部が機能しない状態のこと。視覚障がい、聴覚・言語障がい、肢体不自由、脳性麻痺、内部障がい等がある。

精神障がい

意識、知能、記憶、感情、思考、行動といった機能障がいにより、社会生活に支障が出ている状態。統合失調症、気分障がい、てんかん、精神薬物による中毒・依存等がある。

成年後見制度

判断能力が低下した認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者等を法的に保護し、支援するため、平成 12 年度に開始された制度。家庭裁判所により選任された後見人等が本人の意思を尊重し、法律行為の同意や代行等を行う。

た

地域自立支援協議会

障がい福祉にかかる多種多様な問題に対し、障がい者の当事者・団体、サービス提供事業者、教育機関等、地域の関係機関が情報を共有し、地域の課題解決に向けて協議を行うために、中核的な役割を果たすことを目的として設置されている協議会。

地域生活への移行

入所施設で生活する障がい者や、治療の必要が乏しいにもかかわらず、病院に長期入院している障がい者が、自らの意思で、暮らしたいと望む地域に生活の場を移し、地域社会の一員として自分らしい暮らしを実現すること。

地域生活支援事業

「障がい者総合支援法」に基づく事業で、介護給付や訓練等給付等によるサービスとは別に、地域での生活を支えるために市町村および都道府県が主体となって取り組む様々な事業の総称。

知的障がい

社会生活に適応していく能力（記憶・知覚・運用する能力，理解・思考・判断等）の発達が遅滞し困難な状態のこと。主に発達期（18歳以下）に現れる。知能指数（IQ）を基準に使い，軽度・中等度・重度・最重度に分けられる。

注意欠陥・多動性障がい（ADHD）

年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力，または衝動性，多動性を特徴とする行動の障がいで，社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもの。7歳以前に現れ，その状態が継続し，中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。

特別支援学級

知的障がい，肢体不自由，病弱・身体虚弱，弱視，難聴，自閉症・情緒障がい等の障がい児のために，小・中学校に設置された学級。

特別支援学校

従来のもう・ろう・養護学校といった障がい種別を超えた学校制度。対象とする障がいは，視覚障がい，聴覚障がい，知的障がい，肢体不自由，病弱・身体虚弱で，障がいの程度が比較的重い子どもの教育を行う学校。小・中学校等に対する支援等を行う地域の特別支援教育のセンター的機能を有する。

特別支援教育

従来の特殊教育の対象の障がいだけでなく，学習障がい（LD），注意欠陥・多動性障がい（ADHD），高機能自閉症を含めて障がい児の自立や社会参加に向けて，その一人ひとりの教育的ニーズを把握して，その持てる力を高め，生活や学習上の困難を改善または克服するために，適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うこと。

特別支援教育コーディネーター

特別支援学校や小・中学校において，特別支援教育を推進する役割を中心的に担う教諭。発達障がい児に関する教育相談，福祉・医療等の関連諸機関との連携調整役となる。

な

難病

昭和47年に厚生省の定めた「難病対策要綱」によれば，①原因不明，治療方法未確立，後遺症を残すおそれの少なくない疾病，②経過が慢性にわたり，単に経済的な問題のみならず

著しく介護等を要するため家庭の負担が重く、また、精神的にも負担の大きい疾病、とされている。

ニーズ

一般的には、生存や幸福、充足を求める身体的・精神的・経済的・文化的・社会的な要求という意味で、欲求、必要、要求等と訳される。社会福祉の領域においては、社会生活を営むのに必要な基本的要件の充足ができていない場合に発生する。

日常生活用具

日常生活上の便宜を図るための用具で、①介護訓練支援用具、②自立生活支援用具、③在宅療養等支援用具、④情報・意思疎通支援用具、⑤排泄管理支援用具、⑥住宅改修費の6種類がある。

は

発達障がい

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい（LD）、注意欠陥・多動性障がい（ADHD）その他これに類する脳機能の障がいであってその症状が通常低年齢において発現するもの。

バリアフリー

障がい者や高齢者の生活の妨げとなるバリア（障壁）を改善し、両者が自由に活動できる生活空間のあり方。

福祉教育

学校の児童、生徒に限らず、地域の住民等の福祉の心を育てる教育。福祉問題に目を向けた学習を通して地域福祉への関心と理解を深め、福祉問題を解決する力を身につけることをねらいとしている。

福祉的就労

一般就労が困難な障がい者が、各種の就労のための訓練施設や作業所で職業訓練等を受けながら作業を行うこと。

福祉避難所

災害時に障がい者、高齢者、妊産婦、乳幼児、病者等、一般的な避難所では生活に支障を来たす人を受け入れてケアする避難所。バリアフリー化され、専門スタッフを配置した介護施設や学校を自治体が指定する。民間施設の場合は事前に協定を結ぶ。

法定雇用率

「障がい者の雇用の促進等に関する法律」に定められている官公庁や事業所が雇用すべく義務づけられた障がい者雇用の割合。

ボランティア

一般的には報酬を目的とせず、自発的な意思に基づいて自分の労力等を他人や社会のために提供することを指す。その内容・形態は多様となっている。

ま

民生委員・児童委員

「民生委員法」に基づいて市町村の区域に設置され、市町村議会議員の選挙権を有する者の中から適任と認められる者が、市町村・都道府県の推薦により厚生労働大臣から委嘱される。任期は3年で、職務は①地域住民の生活実態の把握、②援助を必要とする者への相談・助言、③社会福祉施設への連絡と協力、④行政機関への業務の協力等である。また、「児童福祉法」による児童委員も兼ねている。

や

ユニバーサルデザイン

特定の年齢・性別・国籍・心身状態の人を対象とするのではなく、様々な違いを超えて考慮し、計画・設計することや、そのような状態にしたもの。

ら

療育

「療」は医療を、「育」は養育・保育・教育を意味し、障がい児やその家族、障がいに関し心配のある人等を対象として、障がいの早期発見・早期治療または訓練等による障がいの軽減や基礎的な生活能力の向上を図るため、相談、指導、診断、検査、訓練等の支援を行うこと。

8 相談・支援窓口一覧

関係	所属	電話番号	内容
国・県 (委託含む)	香川県障害福祉課	087-832-3291	県の障がい福祉担当課
	香川県障害福祉相談所	087-867-2696	障がいに関する相談 発達障がい相談 障がい者権利擁護センター
	香川県視覚障害者福祉センター	087-812-5563	視覚障がい相談
	香川県聴覚障害者福祉センター	087-868-9200	聴覚障がい相談
	香川県中讃保健福祉事務所 (中讃保健所)	0877-24-9963	こころの健康相談 子育て相談
	香川県精神保健福祉センター	087-833-5560	精神保健福祉相談 こころの電話相談
	香川県ひきこもり地域支援センター 「アンダンテ」	087-804-5115	ひきこもり相談
	香川障害者職業センター	087-861-6868	就職・雇用相談
	ハローワーク坂出 (坂出公共職業安定所)	0877-46-5545	就職相談
	障害者就業・生活支援センター くばら	0877-64-6010	就業相談
	香川県発達障害者支援センター 「アルプスかがわ」	087-866-6001	発達障がい相談
	かがわ総合リハビリテーションセンター	087-867-7686	高次脳機能障がい相談
	香川県子ども女性相談センター	087-862-8861	女性相談
	香川県西部子ども相談センター	0877-24-3173	子育て相談
市・社協	坂出市ふくし課	0877-44-5007	市の障がい福祉担当課 障がい者虐待防止センター
	坂出市社会福祉協議会	0877-46-5078	福祉総合相談
相談支援 事業者 (委託)	障害者生活支援センターピア	0877-56-3070	主に身体障がい相談
	香川県ふじみ園相談支援センター	0877-98-3163	主に知的障がい相談
	あいうえお相談支援事業所	0877-85-6102	主に知的障がい相談
	中讃地域生活支援センター	0877-56-3200	主に精神障がい相談
	相談支援事業所わかたけ	0877-59-0582	主に精神障がい相談
	相談支援センターfine (ファイン)	0877-48-3400	主に精神障がい相談

坂出市障がい者福祉計画および第4期障がい福祉計画

発行日：平成27年3月

発行者：坂出市ふくし課 障がい福祉係

〒762-8601 香川県坂出市室町二丁目3番5号

T E L : 0877-44-5007

F A X : 0877-45-7270

E-mail: fukusi@city.sakaide.lg.jp